

第百五十六回国
参議院
文教科学委員会
會議録第三号

平成十五年三月二十五日(火曜日)

午後一時二分開会

出席者は左のとおり。

委員長
理事

大野つや子君

仲道 俊哉君

橋本 聖子君

佐藤 泰介君

山本 香苗君

林 紀子君

委員

有馬 朗人君

有村 治子君

大仁田 厚君

後藤 博子君

中曾根弘文君

岩本 司君

江本 孟紀君

神本美恵子君

山根 隆治君

草川 昭三君

畑野 君枝君

山本 正和君

国務大臣

文部科学大臣

副大臣

文部科学副大臣

事務局側

常任委員会専門員

政府参考人

総務大臣官房審議官

総務省行政評価局長

遠山 敦子君

河村 建夫君

巻端 俊兒君

岡本 保君

田村 政志君

文部科学省生涯学習政策局長 近藤 信司君
文部科学省初等中等教育局長 矢野 重典君
文部科学省高等教育局長 遠藤純一郎君

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(大野つや子君) ただいまから文教科学委員会を開会いたします。

政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に総務大臣官房審議官岡本保君、総務省行政評価局長田村政志君、文部科学省生涯学習政策局長近藤信司君、文部科学省初等中等教育局長矢野重典君及び文部科学省高等教育局長遠藤純一郎君を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(大野つや子君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(大野つや子君) 義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案につきましては既に趣旨説明を聴取しておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

ろしくお願いいたします。

今朝、日米国会議員連盟の会合がありまして、都内のホテルでベーカー駐日米国大使とともにお話を伺う機会を得ました。そこで、今回のイラク危機に対して、既に戦禍で倒れた方々の御冥福をお祈りする黙祷から開始しました。米軍のみならず、やはり現在捕虜になった方も報道がされていきますけれども、少しでも早く、少しでも戦禍が少ないうちに戦争が終わることを、最終されることを心から祈念しながら私の委員会質問を開始させていただきます。

今回の義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する法律案についてまずお伺いをさせていただきます。

義務教育費国庫負担金のうち過去に一般財源化されたものには、旅費、教材費、共済費追加費用等がありますが、このようなものは、一般財源に移管後、そのコストはどのように推移してきているのでしょうか。具体的な数値というよりも、一般財源化する前後、その前後で全体額がどのような推移をしてきているのか、その傾向が分かる形で御答弁いただきたいと存じます。

○政府参考人(矢野重典君) まず、旅費についてでございますが、一般財源化されました昭和六十年以降、これは支給実績を踏まえた交付税単価により積算がなされておりますことから、必要な地方交付税措置が行われ、おおむね措置額に見合う予算が確保されているところでございます。

それから教材費でございますが、教材費につきましては、昭和六十年以降、これも実績を踏まえた交付税措置が行われているところでございまして、直近の平成十二年交付税措置に対する地方公共団体における予算措置状況を見ますと、地方交付税措置額に対して予算措置はその約九割となつております。

また、共済費追加費用等につきましては、これは、地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法、この法律に基づきまして負担されているものでございまして、平成五年度より一般財源化され、所要の必要な交付税措置が取られているところでございます。

こうした経費の一般財源化に当たりましては、これは、国と地方の役割分担、また費用負担の在り方等の観点から逐次見直しを図ってきたところでございまして、地方交付税措置を踏まえ、地方がそれぞれの実情に応じて、私どもとしては、おおむね適切に予算措置が講じられていると、そのように理解をいたしております。

○有村治子君 ありがとうございます。

今回の負担対象経費の見直しに伴って影響額の全額が地方財源措置されるというのを理解しておりますが、これでは、単に国が管理していたものを地方に移管させるというだけで、それ以外の変更はないようにも認識できます。これが事実だとすれば、そもそも何のために一般財源化するのでしょうか。

一般財源化する目的、メリットはどこにあるとお考えで、どのくらいのタイムスパン、時間を掛けてその所期の目的を達成しようとお考えになられますでしょうか、お答えいただけますか。

○副大臣(河村建夫君) 有村委員御指摘の点でございますが、政府において地方分権改革推進会議などの意見、国の関与をできるだけ縮小して地方の自主性を持たせる、拡大していくという観点から、国庫補助負担金の整理合理化といえます。この検討が今進められておるわけでございます。その線に沿って今回の改正が行われるわけでございまして、義務教育費国庫負担金については、義務教育に関する国の責任を果たしながら国と地方の費用負担の在り方を見直す中で、その負担対象

経費を限定することとして、平成十五年度から共済費長期給付及び公務災害補償について一般財源化すると、こうなっておるわけですね。

これらの経費については、教職員に直接払われるいわゆる給与費そのものではございません。このような経費の性格を考えますと、一般財源化しても、優れた教職員を必要数確保する、そして義務教育の水準を確保すると、こういう観点から、国庫負担制度の目的に照らしても支障が生じないということと判断を下したものでございます。

この負担対象経費の縮減と併せて、ここから先でございますが、単なる経費を付け替えるだけなら、今、委員御指摘のように本来のメリットはないじゃないかと、こういうことになろうと思

います。それが併せて、できるだけ義務教育に関する地方の自由度を拡大していくということと、学級編制の一層の弾力化、四十人学級という一つの法律のあれがありますが、それをもとに弾力化して教職員加配に係るメニューを大きく取り

やっていく、あるいはその配置を弾力化するというようなこと、さらに、平成十六年度からは、各県が教員の給与額等を自主的に決定できるように制度改正ということも考えておるわけでございます。これらの義務教育費国庫負担制度と関連する諸制度の改革を一緒にやることによって各県の責任と自由度を増して、地方行政改革の観点から

も自主的に見直しがされるだろうと、こう考えておるわけでございます。これは改正した時点、あわせてスパンといいますが、長期計画ではなくて、これをやることによって同時に改正してい

う、また十六年からもそういう方法を取ってまいりますので、かなり地方分権、地方主権とい

います。そういう形での教育が行われる。しかし、教育の根幹といえますが、いわゆる義務教育費を、義務教育そのものを国が責任を持つんだというこの根幹だけはきちっと堅持しながらいこうと、こういうことでございます。

○有村治子君 副大臣がおっしゃっていたくように、義務教育費国庫負担制度、関連諸制度の改

革というのは、国と地方の役割分担の在り方というのを見直して、その上で地方の権限と責任を拡大する観点から行われていると理解しております。

そこで、文部行政に関する今後の展望ということをお伺いいたしますが、文部科学省は義務教育における国と地方の役割分担というのがいかにあるべきだと思えておるのでしょうか。

特に、今日は一般財源化を進めるための法案審議を行っていますが、逆に一般財源化を進めるというところは、先ほど御指摘いただいたように、各地域によって教員の給与もばらつきが出てくるということも実際にはあって、ある一定のサービスを提供するということが必ずしもスムーズにいくとは限らないと思っております。

ですから、逆に一般財源化は全くしくない部分、たとえ国の経済状況が現在のように厳しい中にあっても、地方分権や規制緩和がどれだけ進んだとしても、教育行政の中で絶対に一般財源化してはならない、日本として、国の責任において教育に一定の保障をしなければいけないと考えられる事項、国民に対する教育的サービスがあると思

います。これに該当する事項には具体的にどのようなものがあるかありますでしょうか。将来的な展望も含めて教えていただきたいと思

います。○国務大臣(遠山敦子君) 義務教育の質を確保して日本人の教育の一番の基本的ところをしつかりやっていくということは、文部科学行政の中でも最も重要な部分の一つだと考えております。

義務教育につきましては、もちろん国のやるべきこと、それから、多くの場合、公立の義務教育諸学校を考えると、設置者は市町村でござい

まして、市町村、それから私立学校の場合は学校法人、そういったところがそれぞれの役割を分担するということが大変大事であるわけでございますが、その角度から考えまして、国として、じゃ何をやるのかという御質問かと思

います。各般にわたると思はれますけれども、一番大事なこととは、教育制度の基本的な枠組みを設定す

るという役割があるわけでございます。例えば学校教育法等の法制度をきっちり整えて、義務教育についても必要な基本的なことを定めていく。それから、全国的な基準を設定をして、水準を確保するという角度から申せば、学習指導要領につ

いての教育課程の基準というものをしっかりと定める。改定、必要があれば改定をしていく、そのよう

な大変重要な役割も持っているわけでございます。そして同時に、そういう制度的なものの以外に、特に物的な条件整備ということも国にとつて大変重要であるわけでございます。

今御審議いただいております義務教育費国庫負担金制度、これは教員の給与費について国が二分の一を負担していくということでございます。教育の成否を握る教員について、公立義務教育諸学校を構成する教員の給与費の二分の一を国庫負担していく。これは、正に私どももいたしまして、国がどのような事態になろうともしっかりと守っていくべき事柄であるというふうに考えて

おります。その他物的な条件整備につきましては、施設費の問題、あるいは教材といいますが、教科書無償など様々にあるわけでございますけれども、今回御審議いただいております義務教育費国庫負担制度にかかわるものとしては、私は、教員の給与費に係る部分については、これはいかに今、国が財政状況がどのような展望になりましてもしっかりと守っていくというのが国の役割かとい

うふうに考えているところでございます。それらを通じて、義務教育について、憲法上の要請もある国の役割というのをしっかりと果たしてい

きたいというふうに考えます。○有村治子君 今、大臣から心強いコメントをいただきましたが、やはり四十七都道府県どこに生まれ育つても、日本に生まれている限りは、あるいは日本人である限りは一定の教育水準が受けられるという国民の教育行政に対する信頼というのを引き続きかち取っていくよう御尽力いただきたいと存じます。

それで、関連で総務省にも質問をさせていただきます。今回の負担対象経費見直しに伴う地方財源手当てにおいて、私もこの法律案というのを見ていたんですが、地方交付税措置分については平成十五年度の暫定措置とされていて、地方によつては、じゃ平成十六年度以降はどうなるんだろうか、その後もしかるべき財源措置を取ってもらえるのだからかという不安が残ることも大いに考えられます。

平成十六年度以降の地方への財源措置はどのようにされるとお考えでしょうか。また、その財源措置をどう保証していくように努められる、どういう動き方をされるのか、教えていただきたいと存じます。

○政府参考人(岡本保君) お答えいたします。今回、一般財源化をいたしました共済長期負担部分につきましては、基本的には十六年度以降もこのスキームで措置を講じてまいる予定でございます。

具体的には、毎年度の地方財政対策、地方財政計画を策定いたします際に、一般財源の所要額につきま

して対応した交付税措置、それから特例交付金等につきまして関係省庁と調整をいたしまして、先ほど申し上げましたような措置が継続されていくよう、きちんと続くように措置を講じてまいる所存でございます。

○有村治子君 ありがとうございます。次からは、この法案ではなくて、ほかの教育の側面をお伺いさせていただきます。ほかの教育の側面をお伺いさせていただきます。ほかの教育の側面をお伺いさせていただきます。ほかの教育の側面をお伺いさせていただきます。

今まで私が質問に立たせていただいているときは、大学あるいは大学院、高等教育の国際競争力の維持、それから増強についてということで集中的にお伺いしてきたんですが、今日はその教育の根本となる初等教育、特に義務教育について集中してお伺いをさせていただきます。ありがとうございます。

それで、個別にまずお伺いしたいのは、校舎、学びやの状況についてなんですが、現在、児童生徒の器物損壊行為、校舎破壊とか学校の公共物の破壊の状況がかなり深刻な状況にあります。

私が手元に調べた状況だけでも、平成十三年、小中高で校内破壊、校舎破壊とか器物損壊の実数は一万一千九百六十九件起っておりまして、小学校で四百五十三件、中学校で九千七百十五件、高校で千八百一件、合計一万一千九百六十九件。そして、この加害児童生徒数は一人近い九千五百八十八人。彼らによって器物損壊を受ける被害額というのは、年間、五年間のデータを見ても、トータルで年間二億一千万強から二億五千万強を推移する、少なくとも年間二億以上のことが器物損壊、意図的に行われた器物損壊の被害額を受けている。

この現況、そして経済的、物理的損失、またほかの生徒が受けた損害にはどのような実態があるのか。その現状の実態と、それに対する文部科学省の認識をお示ししたいと思ひます。

○政府参考人(矢野重典君) 児童生徒の暴力行為の現状につきましては、先ほど委員が御指摘になりましたように、平成十三年の公立小中学校における器物損壊の件数が約一万二千件、これは前の年に比べますと一・〇%の増でございますけれども、このような多くの件数になってございまして、そういう意味で大変憂慮すべき状況であるわけでございます。その内容につきましては、児童生徒の耐性、忍耐力でございますが、耐性の低下により、ささいなことがきっかけとなって突発的に暴力に及ぶ場合が多い等の指摘があるわけでございます。

こうした状況を踏まえまして、学校におきましては、日ごろから基本的な倫理観あるいは規範意識を児童生徒にはぐくみ、悪いことは悪いと、そういう認識を徹底させる指導が極めて重要であるわけでございます。

また、具体的な御指摘の器物損壊の発生に際しましては、学校が当該児童生徒との信頼関係を基礎としながらも、その行為の内容や程度等に応じ児童生徒に対して弁償させるといったようなことを含め、適切な指導を行い、自らの行為に対する責任を自覚させるということが大変必要であるわけでございます。

でございます。大事であるわけでございます。このことに関しましては、こうしたことを踏まえた通知を各教育委員会に私どもとして発出をして指導いたしているところでございます。

また、こうした反省を促すために、教育的配慮に立ちながら、高等学校におきましては停学や退学といった懲戒処分を行うこと、また公立の小中学校につきましては、他の児童生徒の教育を受ける権利を保障する、そういう観点から出席停止の措置も適切に講ずるなど、毅然とした対応が必要となってくる場合もあると考えているわけでございます。我が省といたしましては、今後とも、そうした暴力行為の未然防止はもとより、懲戒処分や出席停止等、事後の措置の在り方等も含め、児童生徒の暴力行為への適切な対応がなされるように指導をしてまいりたいと考えているところでございます。

また、こういう器物損壊の発生に際して被害を受けた児童生徒の子供についての御質問がございましたけれども、そうした被害を受けた児童生徒の状況については私どもとしては把握はいたしておりませんけれども、そうした器物損壊によって周囲の子供たちに対する心理的動揺あるいは不安、恐怖感を与えるという場合があるわけでございます。そういう意味で、教員はもとより、必要に応じて養護教諭あるいはスクールカウンセラー等が親身に相談に乗るなどの、そういう意味での心のケア的な対応が必要であらうかと思ひます。

そういう意味で、様々な問題行動の被害児童生徒のケアについても各種の通知におきまして指導をいたしているところでございまして、今後ともそうした点も含めて指導を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○有村治子君 今、子供たちに規範意識を徹底させるというようなことも教えていただきました。子供たちが意図的に校舎破壊や器物損壊をした場合、一般的にだれが原状復帰までの責任を問われるのでしょうか。

弁償という言葉も出ましたけれども、基本的には小学生、中学生が何かをしでかしてしまった場合は、やはりその親御さんが経済的な弁償をすることが多いんじゃないかなというふうに思います。その処分に関する判断というのは、基本的にはどかが担当されていらっしゃるんでしょうか。

先ほど、問題行動などの防止について、通達というご連絡を出されているというふうに伺いましたが、私自身はそのアプローチだけが効果的だとは認識しておりません。もともと効果が効果的なアプローチがあるんじゃないかなというふうにも考えます。

例えば、私のにわかな判断、にわかな考えですが、例えば校舎破壊の多い学校と極端に校舎破壊が少ない学校の違いを徹底的に調査するとかその要因を確定していく。あるいは、例えば通達みたいな、私も大学院のときに学習スタイルということも勉強させていただきましたが、通達のような文字による明確な指示、理性的な説明にしっかりと反応する人の子供たちもいれば、情感に訴えなければなかなか響かない学習スタイルを持った学生や人々たちもいます。

だとすると、やはりいわゆるいい子ちゃんの連絡で聞いてくれる子と、そうじゃない子たちをどうやってフォローしていくのかということ、やはり実際にどういふ被害を受けているのかというのを、私も、この質問を通告させていただいたときに、実際には具体的なデータが余りないという回答をいただきましたが、このような状況ではもっと一歩突っ込んで、現場を徹底的に調査していただくということが必要だと思いますが、いかがでしょうか。

○政府参考人(矢野重典君) まず、破損された器物の弁償についてでございますが、そうした弁償をさせる必要があるというケースについては、これは基本的には保護者が弁償をしなければならぬものでございまして、それに該当するかどうかないうことにつきましては、それは学校の管理運営

の責任者である基本的には校長が判断をなすべきものでございます。

また、そうした被害を受けた、失礼しました、そうした器物損壊の周辺の心理的な被害を受けた子供たちへの把握とケアについてのお尋ねでございますけれども、これは基本的には学校、それぞれの学校現場において校長のリーダーシップの下でそれぞれの教員が実態や実情を、あるいは子供たちの状況を適切に把握をするということがまず必要ではなからうかと思ひます。

そうした教師としてあるいは教員としてのそういう適切な把握、それに基づいて必要があればスクールカウンセラーのカウンセリングを受けさせるとか等々の対応をする必要があるわけでございます。まして、いづれにしても、こうしたケースについては、まずは学校現場が、それぞれの教員が子供たちの状態について迅速かつ適切な実態把握というんです、まず必要ではなからうかと思ひます。

○有村治子君 自身は、反抗期というのはある意味、健全な成長過程で一時的に見られる現象だと思ひます。自分自身の経験を顧みても、あの先生に申し訳ないことしたとか、あのお友達に悪いことしたとか、ビーカーを意図的に割ってしまったとか、理科室での思い出が一杯出てくるんですけれども、むかつくとか、むしゃくしゃするとか、うざったいという感情を持つのもしょうがないというのか、ごく生理的なことじゃないかなと思ひます。

ただ問題は、むかつく、むしゃくしゃする、うざったいという一時的な感情の発露の矛先が向けられた結果の校舎破壊の修繕のために、何の問題提起もなく税金が年間二億以上投入されるのは、むしゃくしゃしても我慢した子供たちやその保護者、一般的な納税者に対しても歓迎されるべきことではないと認識しています。税金の無駄遣いと解釈されても仕方がない側面を持っていると思ひます。

そこで、やはり悪いことをしたという反省の認識を持たせるために、先ほどおっしゃってくださった出席停止、私自身も廊下に立たされるとか、あるいは正座させられるという経験があります。が、そういうことも大事ですが、例えば校舎破壊など、自分が意図的にしかしたことに對して、ほかの学生や児童に迷惑を掛けてしまったことに對しては、自分が体を張って処理をして、その穴を自分で埋めなきゃいけないんだ、これがこの学びのルールのようなんだと自己選択、自己責任の原則を教えることも、社会の主体的な一員としての自意識とルールを自覚させる大事な教育だと思います。

そこで、文部科学省のお考えとその対応策としてはどのように、例えば出席停止とかあるいは正座とかというそういうものではなくて、どのような具体的な対応策、特に自己選択、自己責任の原則を教えるための対応策、具体策があり得るか、御教示いただきたいと思います。

○政府参考人(矢野重典君) 先ほど申し上げましたように、こうした問題行動が発生した場合の基本的な対応について幾つかの私も指導事項を示しているわけでございますが、その中の一つとして、先ほど申し上げましたけれども、その中の大事な指導事項の一つとして、自らの、そうした行動を取った児童生徒の自らの責任を自覚させるということが大変指導上の大事なポイントではなからうかと思っております。

そのために、例えば、先ほど申しましたように、適切な懲戒を行ったり、あるいは自らの自己責任を果たすという意味で器物の弁償をさせたり徹底させるといったようなことも、そうした措置を取ることが大変必要であるわけでございますので、私どもとしては、そうした基本的なことも踏まえながら、あとはそれぞれの各学校において状況を踏まえて、校長また教員の具体的な、かつ児童生徒の状況を踏まえた適切な指導を期待したいと思っております。

○有村治子君 現在は、大学生の子供が駐車違反

をしたとき、その罰金を、親御さんがお金を、罰金を払うというようにも時々耳にするんですが、やはり今おっしゃっていただいた弁償も、親御さんがカバーするというんじゃないかと、子供たちがどうやって自分の責任で何とかけりをつけるかということを考えさせる、そんなきっかけが大事じゃないかと思えます。例えば、器物損壊行為に對して学校全体のトイレ掃除を一週間担当させるとか、手当たり次第割ってしまった窓ガラスは全部自分たちの家族で付け替えるをさせるとか、市役所や町役場のごみ拾い、草むしり等は全部やらせて、体を張って自分で責任を取るということを教える必要なんじゃないでしょうか。

基本的には、親権者が代弁する経済的な弁償や、廊下に立たされたり、出席停止だったり、形式だけの反省文提出などという、彼らが社会に迷惑を掛けたいという罰則規定よりも、もっと生産的なコミュニケーション活動や勤労活動を通して、彼らの破壊行動がいかに非生産的なもので社会に高いコストと不利益を生じさせているか、そして自分自身にとってもいかに割に合わない大変な活動であったかというのをしっかりと当事者自身が体得できるアプローチというのを是非考えていただきたい。そして、目に見える形で打ち出していきたい。信賞必罰というのをしっかりと子供たちに教える機会を設けてあげていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○政府参考人(矢野重典君) 今の委員の具体的な指導の在り方としての御提言というのは大変私も参考になるわけでございます。

ただ、いずれにいたしましても、そうした、今述べたようなことも含めて、要はそれぞれの学校において、今申し上げました、先ほど来申し上げておりますように、児童生徒の自らの責任を自覚させるという指導上の観点に立つて必要な、今御提言のことも含めた、御提言がございましたのを

含めた、そうした指導上の工夫をやっていたことが必要ではなからうかと思っております。

○有村治子君 今肯定的なコメントをいただきましたが、この点に関しては引き続き私質問をさせていただきたい、今後も質問をさせていただきたいと思っております。是非、生産的な活動に従事させるということを主眼にして、彼らの自分でペイバックするというような意識を育てて、はぐくんであげてさしあげる機会を作っていただきたいと存じます。

次の質問に入らせていただきます。

学生の未来意識に関する調査というのを私は入手いたしました、去年のものなんです。各種調査によれば、我が国の子供たちが諸外国の子供たちと比較しても、例えば自分の学校を誇りに思ったり、自分自身を肯定的に見るということが極端に低くて、自己否定的な傾向というのが各種のデータから指摘されます。

私の手元にあるのは、去年の五月に日本青少年研究所というところが出した「高校生の未来意識に関する調査」、中学生版も出ているし、私も解釈していますが、ちょっと御紹介すると、私はほかの人に劣らず価値のある人間である、私は人並みの能力がある、将来のことをしっかりと考えるべきだと考える人が、アメリカと中国と日本の高校生の三国比較の中で日本人は際立って少なく、逆に、今が楽しければよいと考える率や、私は勉強する習慣が身に付いていないと感じる率は一番高い結果が出ています。

私自身は学歴というのは相対的にしか評価してないんですけど、日本の高校生が希望する最終学歴も、三か国の中で極端に最も低い水準で私は十分だと思っている率の日本人が非常に多いということが際立ってききました。

文部科学省ではこのような子供たちの状況をどのように把握されていますでしょうか。また、その状況を踏まえると、子供たちが当然持っているべきでない自尊心というのをはぐくん、そして内発的な動機を持って学校の活動にかかわるよ

うな心を持てるようにすることということが基礎力を付けるということと同時にすごく大事なことだと思えますが、文部科学省は、今後そのような子供が育つような具体的などのような施策を展開しようと考えられるでしょうか。

○副大臣(河村建夫君) 有村委員の御指摘の点、文部科学省の方もあの調査結果は掌握しているわけでございますが、昨年度の文部科学白書にも一部載せたりいたしながら、この問題に取り組まなきゃいかぬと、こう思っております。

委員御指摘のように、私は、他の人々に劣らず価値のある人間であると思っている、自信を持っているという子供は、日本はさっき御指摘のように圧倒的に少ないということですが、八・八に對してアメリカは五・一・八、中国は四九・三ですから、これはもう極端に差があるということ、御指摘のとおりでございます。

この問題については、これは勉強、いわゆる学習の習熟程度等を見ると、国際的には上位にまだあるという結果は出ておるんですね。数学や理科は生活の中で大切であるとか、将来、数学や理科を使う仕事をしたいとか、そういうことになるんじゃないかと低くなる。だから、御指摘のようにやっぱり学意欲とかそれからそういう習慣、勉強は大切と思うけれどもどうも好きでないというのは、こういうところに今、日本の子供たちの課題があるということが分かっておりまして、いかに我が国の子供たち、児童生徒に学校で学ぶことの意義はどういう点にあるんだと、あるいは学意欲、習慣を十分にひとつ身に付けさせなきゃいかぬということが、今、委員御指摘のとおり、これらの課題であると私も思っております。

去年の四月から小中学校において実施されております新学習指導要領の中で、児童生徒に学意欲や知的好奇心、探求心などをはぐくむことを重視しておるわけでありまして、特に個に応じたきめ細かな指導をする。その中で授業が分かるようにするということをやっていかなくちゃいかぬ、そして基礎、基本を確実に身に付けさせていく、

そしてさらに、体験的な、問題解決的な活動の充実を図ると。そういうことによつて子供たちが何か勉強して達成感があるといえますか、そのことが必要だし、道徳の時間でも、目標をやっぱり立ててそれにチャレンジするといえますか、くじけないで努力する、そういう態度をいかに高くむかというところに主眼を置いて今進めておるわけでございます。

具体的施策としては、平成十五年度予算案においては、学力向上アクションプランといいますが、個に応じた指導を一層推進しながら充実させて、学習意欲向上のための総合戦略を練るといことで、例えばNHKのテレビなんかでも、先輩、有名な、著名な先輩が来て学校で一緒に勉強する、そういうこともありますが、そういうことを具体的に学校でも、学ぶことの楽しさを伝えるその道の達人派遣事業といいますが、こういうものを考えたり、それから教材等々でも、これはいいというような開発されたものについては積極的にそれを取り入れて、指導方法を収集したり提供したりするということも考えておりますし、それから学校で学ぶ内容が日常生活とどういうふうに結び付いているか、あるいは仕事とどういうふうに関連、かわり合いがあるのかというようにことを教えるが、いわゆる学ぶ意義を伝える学習内容と日常生活の関連性についての研究ということもやっておるわけでございますし、また各教科、あるいは総合的な学習の時間というのが今できておるわけでございますが、そういうところで学習の目標を与えて、そしてそれを達成したところを表彰する、何か学びんピックというような名称を付けておりますが、そういうことをやりながら、いかに子供たちに学ぶ意欲を向上させるかというところに力を入れているところであります。私も委員御指摘のように、まず学校に行つて授業が分からないというのはこれはもう話になりません。まずやっぱ授業が分かることが前提でなさいかぬと思ひますね。

そして、やっぱ子供たちを、モチベートする

といひますか、昔から七つしかつたら三つ褒めよという話がありますが、厳しくしかりながらも、いいところは認めてやつてしっかり褒めてやる、そういうことで目標を立てさせる、子供たちが学ぶ意欲を生まれるようにしてやる。それにはやっぱ教師の指導力というのが非常に大事になつてきておるというふうにも考えておるわけでございます。まして、そのようなことを、今の御指摘の点は非常に大事なことでございまして、やっぱ子供たちに何らかそれ個性に応じた目的を持たせながら、それを励ましなが、激励してやりながらしつかりその達成をさせてやる。そういう、教師がそのことを、力をしつかり発揮していただくことによつて、子供たちがやっぱ授業が分かるという前提に立たなきやありませんが、その上で、自分はいかういふことを今日は言つて学校の先生に褒められたんだというように家が帰つても言われるような、そういうことによつて私は子供たちがやる気を起すのではないかと、このように感じておりました。委員の御指摘の点を踏まえながら、更に文部科学省としても全面的にやっぱこれはしつかり支援をしていかなきやいかぬことだと、こういうふうにご考へております。

○有村治子君 今、いただいたコメントをお伺いしながら、この調査を改めて見ていたんですが、この調査を見ると、日本の子供たちがこれだけ悲観的な見方をしながら日々生きているのかということに、まざまざと見せ付けられて、本当に大人の私自身がへこんでしまうようなデータが一杯出てきています。

ちよつとびっくりしたのが、先生に親しみを感ずるということを肯定的に、私は先生に親しみを感ずるよと答える子が、日本は四四・六%に対して、アメリカは八四・〇%、中国も七八・七%というところで、アメリカ、中国の子供たちの方がより学校の先生に親しみを感ずっている。次の質問、校則がなければいいのになと思うというのに、そうだなと思う日本人が四人に三人、七二・五%に對して、ちよつと私の印象としては意外だったん

ですが、アメリカと中国はいずれも四九・九、四八・六といつて、校則は当然あるべきだと考える人もかなりアメリカと中国の方が多いということを考えて、やはり今の子供たちがどうあるべきかというので私たちが嘆くというよりも、むしろ今の子供たちにどういふメッセージを社会が、私たち大人が与えているのかということ考えた上で、私たち自身ももう少し、威張るといふんじやなしに、自慢するといふんじやなくて、本来持つべき自尊心とか自信といふことがあるような社会の仕組みといふのを作つていけるような教育の基盤を引き続き醸成するように私たちも尽力していかなきやいけなないと思つております。

ここでまた確認をさせていただきたいと思うんですが、今現在の教育基本法にも明示されていますが、「国民は、その保護する子女に、九年の普通教育を受けさせる義務を負ふ。」といふふうに書かれています。教育は子供にとつての義務なんでしょうが権利なんしょうか、確認させていただきま。いかがでしょうか。

○政府参考人(天野重典君) 今御指摘のございました義務といふのは、保護者に課せられた義務でございます。

○有村治子君 私が思つていたとおりなんですが、やはり子供にとつては、これは教育を受ける、教育に対する主体的な権利を行使しているんだというそんな意識、そんな環境の中に置いてもらつていふんだという感謝の念があつてもいいと思ひます。

特に、今、去年、おとししり、日本の子供たちといふのは、アフガニスタンの子供たちが学校に行きたんだけれども母親を養わなきやいけな、小さな妹、弟たちを養わなきやいけなといふことで、道に出て、小石を食べて、そしてストリートチルドレンになつてしまつていふアフガンの子供たちを見てびっくりしたといふようなことを、印象をたくさん聞くんですが、日本の子供たちといふのは、ともすると勉強させられていふことを口にします。なかなか、相対的には本

当に幸せな状況に在るのに、勉強の、学習環境に在るのに、その学習環境をなかなか感じられない、幸せを実感できない日本の子供たちといふのは、むしろかわいそうだな、不幸だなといふことを思ひます。特に、民間の塾のテレビ広告で、モノクロの画像で、私は何のために勉強するのですかと子供たちが問い掛けているシーンには、私自身もおんとか何か問題意識を突き付けられているような気がします。

ですから、私自身としては、親御さんは、あなたが、子供たちが勉強していくために体を張つて仕事をしていふんだよ、何とか学校に、普通教育を受けさせたいと思つて、これを私の義務としてやつていふんだよといふメッセージとともに、子供たちにとつては、これが本当にあなたたちに与えられた権利なんだよといふことを教育の中で主体的にメッセージを発していくということが今大事であつて、今実は足りない部分じゃないかなといふふうに思ひます。これについてはどうお考えになられるでしょうか。

○副大臣(河村建夫君) 今、有村委員御指摘の点は、中教審のいわゆる教育基本法の諮問におきましていろいろ議論をされたところであります。でもつと子供たちが自ら学ぶ、自分が学ばなきやならぬ、そういうことをもつと意識する必要がある。その前提には、やっぱ家庭の教育といふものが非常に大事であるといふことで、今答申がされたわけでありまして、新たに、これまでの教育基本法のなかつた理念として、やっぱ家庭教育の重要性を一つたつていふ。それも今御指摘の点だといふふうに思ひますね。

そういう点から考えますと、やはりもつと子供たちにそのなせ学ぶかといふ意義といふものをきちつと家庭でも教えていかなきやありませんし、そして教育現場においても、そうした観点に立つてやっぱきちつと指導すべき点は指導していくといふことが必要だろうと思ひます。

そういう点が必要だとこれまでおるそかになつてきたといひますか、社会の変化とともに国

民全体が一つ次なる目標を持たないというようなこともあろうと思いますけれども、やっぱりそれぞれの学ぶ段階によって目標というのは違うでしょうけれども、そういうものをやっぱきちつと持たせていく必要があるというふうに私も感じていますので、その方向で、今、教育基本法の見直しもやらなきゃいけない段階であります。そういう点が今後の見直しの中にやっぱりある程度きちつと位置付けられていくことが必要であらうなと、このように感じております。

○有村治子君 次、大臣にお伺いさせていただきます。

競争のある社会の現実をどう子供たちに伝えていくのかというのは大事、先進国の中で、自由主義社会の日本の中で生きていく、世界の中で生きていく日本の子供の教育にはとても大事なことでと思います。

そこで、今日配付させていただきました読売新聞の夕刊、三月十四日の夕刊から取らせていただきました。有森裕子さん、名前は似ているんですが、私と、有森裕子さんの記事の中で線を引っ張らせていただいた部分が私が大事だと思つてるところです。ちよつと長くなるんですが、読ませていただきます。

最近の小学校で、競争のない運動会つていうのがありますよね。子供たちに順位をつけない。オリンピックを目指してきた私は、何だか複雑な気持ちです。

それは、「競う」ことを教えないこと。でも、小学生の時に本当のことを教えないで、いつ教えるのかな。勝ち負けがない社会なんて、どこにもない。世界共通のテーマなんです。「勝負」をどう教えるか。勝つたり負けたりを繰り返す中で何を学び、どう生きていけばいいのかを、子供自身が考えられた方がいい。

子供は敏感な感覚を持っているので、本物を見抜きます。駆けっこで一番の子と最後の子では、何かが違うとわかつています。頑張ったのはみんな一緒。でも、「そこで何が違ったのか」と

子供が考える力を応援してあげる必要がある。「一番でも最後でも一緒」って言われたら、子供が抱え込んだ「？」は解決しない。

いま、スパーで骨を取った魚を売っています。「子供が嫌がる」「刺さったら危ない」。母親がそれを買うのはそんな親心が理由のようですが、それによって、骨が刺さらないように自分で工夫する体験を子供から取り上げている。簡単で便利だけど、本当のことを教えない。骨抜きになっているのは、教えることを怠る大人ですよ。

子供がショックを受けることを親は恐れるけれども、衝撃を受けて初めて身に染みることは、とても多い。できる、できない、好き、嫌い。すべては自分でやってみて、本当にわかるんです。

世界の勝負を懸けて、そして世界で名をはせた有森裕子さんならではの発言だと思いますが、共感する部分が大変ありました。

一部の学校では、運動会の駆けっこでゴール前に手をつないでみんなで一緒にゴールをして順位を付けないようにする。今でも言われて、今でも実践されていると理解していますが、競うという現実を教えない、勝つたり負けたりを繰り返すなどする中で勝負ということについてのより現実的な認識を持てるようにする教育をしないというのは、私はこれは欺瞞だと思えます。そして、そういう訓練をさせておかないで社会に彼らを突き放すというのは、これは残酷だと思います。

これについて大臣はどうお考えになられるでしょうか。

○国務大臣(遠山敦子君) 今、学校で駆けっこをして一等、二等という順位を付けないという学校はそれほど多くないとは思いますが、しかし、私には、日本の学校において余りにも結果にける平等ということにこだわり過ぎたのではないかなと思います。それは、日本の学校教育において、画一的といいますか、とにかく受け身で皆同

じようにということに力点が置かれ過ぎた。

それによって日本の子供たちの学力が、あるいはいろんな環境が、条件がそろったすばらしい国をつくれたということは確かでございますけれども、今、委員がおっしゃいましたように、人間には様々な価値がございます。走ることが速い子はそれはそれで認めたいと思います。そのほかにも、歌が上手な子、あるいは他人に親切な子、絵が上手な子、様々な価値があるわけでして、それぞれの子供が何らかの価値を見付けて自信を持てるようにしていくこと、これが正に教育の在り方だと思えます。

その意味では、結果の平等を求めるよりは、画一と受け身から自立と創造へと向けて今大きな教育改革を進めているところでございまして、それぞれの価値をしっかりと伸ばしていく、そういう方向に更に進めていくのが私どもの教育改革の考え方でございます。

○有村治子君 私自身も、感覚で申し上げているんではなくて、みんなでゴールイン、駆けっこしてゴールインするというのはかなり少なくなったというふうに理解しておりますので、今コメントをいただいて本当に有り難く思います。

最後の質問をさせていただきます。

最新号だと思えますが、週刊新潮に、三月二十七日号にこんな記事がございます。「政治運動に狂奔する『日本最強』三重日教組」ということで、三ページの記事が組まれています。

私自身は、週刊誌をエビデンス、証拠にして国会の質問を展開するというのを好ましい現象だとは全く思っておりません。それで、これに書かれたものが事実かどうかというのの検証をする必要もあると思っております。

それが私の基本的なスタンスだということを御報告した上で、このような記事、例えば、なぜか分らないんですが、「責任重大の遠山大臣」として遠山大臣の写真も載っていました。最後に、さて遠山敦子・文科相、こんな実態をいつまで放置しておくつもりですかという感じで、非常に

やゆするような書き方で終えられているんですが、これは、三重の日教組に対するこの記事によれば、教員が選挙運動というよりも、今度の統一地方選に向けての事前運動を行っているという記事です。文部科学省として、事実関係を認識されていらっしゃるかどうか。

また、組合活動に関して、私も誤解のないようにはつきりと申し上げますが、組合活動そのものが悪いと言っている、異論を唱えているわけではありません。ただ、組合活動が異常な形で、いびつな形で行われて、それで子供たちが不利益を被るというのであれば、そのエビデンスがあるというのであれば、しっかりと私たちはこれを主張していかなきゃいけないというふうに思っております。

組合活動に関しては、私自身は直接かかわったことというのはありません。このような新聞とか一般誌の記事を読むだけの私ですら、そんな私ですらその目に留まるのは、こういう記事が目に入るのとは一度や二度ではなくて、繰り返し同様の報道を私自身も目にします。同じような報道がなされないよう、つまり同じようなパターンの社会問題を起こさないよう、この課題、文部科学省としてはどのように取り組んでいかれるのか、教えてください。

○政府参考人(矢野重典君) 教員の選挙運動についてのお尋ねでございますが、教員を含めた公務員は、これは全体の奉仕者として公共の利益のために勤務すべき職責を有しておりますことから、選挙運動等の政治的行為が制限をされておりますとともに、地位利用による選挙運動等が禁止されているところでございます。特に、教員につきましては、法律上、教育上の地位を利用した選挙運動、あるいは当該教員の属する地方公共団体の区域以外における政治的行為が制限されているなど、特別の定めが法律上なされているところでございます。

このため、我が省といたしましては、従来から都道府県教育委員会等に対しまして教職員の服務

規律の徹底等について指導をしてまいっているところでございます。本年四月の統一地方選挙につきましても、この一月下旬に通知を発出したしますとともに、都道府県教育委員会等の人事管理担当者を集めた会議におきましても指導いたしましたところでございます。

そこで、三月十八日の週刊誌において三重県の教員が選挙活動を行っている旨の報道がなされたことから、私どもといたしましては、三重県教育委員会に対し適切な対応について指導を行ったところでございます。これを受けて、三重県教育委員会といたしましては、翌日の十九日に、統一地方選挙における教職員の服務規律の確保についてと題する通知を発出したしまして、改めて教員の服務規律の徹底を図ったところでございまして、私どもといたしましては、今後とも、教職員による選挙運動等によって国民の教育に対する信頼を損なうことのないように、教員の服務の確保について各教育委員会に対する指導を徹底してまいりたいと、かように考えているところでございます。

○委員長(大野つや子君) 時間です。

○有村治子君 以上で私の質問を終わります。

○佐藤泰介君 民主党、佐藤泰介です。よろしくお願ひします。

今、有村委員の、有村さんでよかつたかな、最後の質問ですけれども、それに続いて、今、初等中等局長に聞きたいんですけれども、後で質問をしますけれども、先週、うちの同僚の山根議員が民間校長の問題を取り上げて、いろんな対策を早急にやたらどうかというお話があつたら、あくまで検討すると、県教委の調査待ちだという答弁だったように私は記憶をいたしておりますが、今のような問題が出ると物すごい早い対応をされるんですね。どうですか、それ。

子供の問題をほかつといて、そういう問題になると、通達を出すわ、担当者は集めるわ、県へは指導に入るわ、ちよつと異常じゃないですかね。

教員、制限されているのを現場の教員は守っていますよ。守った形でやっていますよ。三重県教組もそうですよ、と思いますよ、私。そういう問題になると突如動き始めるんですよ。

物すごい怒りを感じますよ。子供のことでそんなに動いているんですか。大臣、感想あつたら言ってください。

○国務大臣(遠山教子君) 子供のことに關しましても、特に教員はその自覚を十分に持つて教育に当たつていただく必要があるわけでございます。問題と見たらいち早くあらゆる問題について対処するというのが私どもの使命だと考えます。

○佐藤泰介君 よく週刊誌とか新聞とか使うものでございませうけれども、余りしつかりと検証もされていらないものを取り上げて、こういう場での議論というのはできるだけ避けていきたいなというふうにも思います、私は新聞ぐらゐは使わせていただきますけれども。

そんなことを申し上げながら、若干ここに座つていて、先ほどの質問を聞いていてちよつと、私も現場の教員出身ですから、そんなことを思いましたので、ちよつと言葉が強くなりました。お許しください。柔らく行きます。

先週の木曜日に、中央教育審議会より「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について」と題する答申が行われました。当日はイラクに対する米英豪による攻撃が始まり、マスコミの扱いは小さなものでした。しかし、私は、日本にとって未来の先行投資としての教育の大切な岐点となるものだと思つております。

文部科学省は何を考へているのか、理解できないことが時々あります。例えば、ゆとり教育を始めたと思へば学力低下の批判で補習授業を奨励し、教育財政制度の改革は経済財政諮問会議や地方分権改革会議などで流れを作られ、特区では学校教育への株式会社やNPOの参入をねじ伏せられ、鳴り物入りで、先ほどお話ししましたが、導入した民間からの学校長はろくな研修も受けさせないで現場に、そして自殺に追い込んでしまふ。

原因はと問いたですと、先ほどとはえらく違つて、県教委に任せて調査中と。まだ怒つておりますがね。大学受験資格をインターナショナルスクールに与えるがアジア系の民族学校には与えないと発言すれば、与党内からも批判が出る。本場に文科省は何をやっているのか。今の文科省に教育に対する哲学の断片すら感じられなくなつてしまふと気があります。

義務教育国庫負担制度の問題についてお尋ねする前に、先日この委員会での質疑にもかかわつて、また今申し上げた中から最初に二点ほどまず伺わせていただきたいと思います。

まず、民族学校への大学受験資格付与問題についてです。

英米系の学校に、朝鮮学校を始めアジア系の学校には与えないとした大学受験資格緩和策について、もう一度確認の意味で説明をしてください。

○政府参考人(遠藤純一郎君) 平成十三年の十二月に総合規制改革会議での答申を受けまして、昨年三月、閣議決定がされたわけでございますが、その中で、「インターナショナルスクールにおいて一定水準の教育を受けて卒業した生徒が希望する場合に、我が国の大学や高等学校に入学する機会を拡大する。」と、こうされたところでございまして、この閣議決定を受けまして鋭意検討した結果、対応案といたしまして、外国人学校卒業生への大学入学資格付与のその一定水準の教育と云ふことにつきまして検討した結果、国際的な評価団体により一定の水準にあるとの評価を受けている外国人学校を卒業した人につきまして入学資格を認めるということで、これを中央教育審議会の大学分科会に示しまして意見を聴いた上でこれを公表をいたしまして、今パブリックコメントをしていこうと、こういうところでございます。

○佐藤泰介君 二十日の当委員会でもこの問題は取り上げられましたが、答弁はやっぱり、まだ日にちもたつていませんので、全く同じだと確認をさせていただきましたが、二十日付けの、私の地元、東京でも一社、新聞が出たと思ひますけれども、次のような記事が掲載されておりました。

「朝鮮学校の扱い再検討 大学受験 資格緩和案を凍結 文科省」というタイトルで、少し読みますと、外国人学校の大学受験資格問題で、文部科学省は十九日、新年度入試からインターナショナルスクールの卒業生に認めるとした受験資格緩和案を凍結、除外されていた朝鮮学校など民族学校の取扱いも含めて再検討する方針を固めた、多くの大学が募集要項を公表する今年の夏までに最終決定をするという内容でございました。

今の答弁からすると、この記事は全くの誤報と理解していいですね。

○政府参考人(遠藤純一郎君) 現在、パブリックコメント中でございまして、この対応案の扱い等につきまして何らかの結論を出したという事実はありません。

○佐藤泰介君 じゃ、続いて、その記事について一つ、その記事についてまた尋ねるんですが、大臣も、今、全くないと言われましたけれども、大臣もこの問題についてはいろいろと答弁をされておみえになります。ちよつと、そのとおり、違うかもしれませんけれども読ましていただくと、意欲と能力のある人たちは受け入れていくということから考え、今後もう少しよく検討して、何か理論的にも筋が立つて、なおかついろいろ御意見もよく見極めながら更に検討していく問題だと思ひますと答弁の最後をいつも結んでみえるように私は議事録で読ましていただきました。

したがって、この部分だけを讀ましていただくと、更に時間を掛けて検討されるのかなと、そんなことを思ひましたので今の質問をさせていだいたわけですが、全くそれはそういう状況ではないということでございますので、パブリックコメントが二十七日でしょうか、三十一日、あとわずかな期間でどれだけの検討ができるのかな、大臣が言われるような検討が十分にできるのかなということはちよつと疑問に思ひますけれども。その記事の同じところに、その理由として、「与党三党内の協議で「アジア系を認めないのはおか

しい」と意見が一致し、自民党の山崎拓幹事長が同省に民族学校への資格緩和を求めていた」というようにその理由が書いてありました。

この部分の経過と事実関係を説明をしていただけますか。これも、全くなかったということなら全くなかったで結構です。

○国務大臣(遠山敦子君) 政治の側からいような御意見があったと、現在もあると、国民の側からも意見があるということも確かでございます。

この問題、先ほど局長が検討中という、この記事について、再検討ですか、それは決めていないという事は、つまり、どういうふうなこの問題について対処するかについてまだ最終的意思決定をしていないということをお願いしたわけでございます。

この問題、昨日も参議院の予算委員会でも二度にわたって御説明申し上げましたけれども、大学入学資格という問題は、私は、日本の学校教育法体系の中で、大学に入って大学教育を受けるに値する、そういう内容を持った、資質を持った生徒であるかどうか、あるいは、逆に言えば大学教育の水準を確保するのに必要な資格を定めるという事はこれは必要なことでございまして、学校教育法の中でも第五十六条でしっかり書かれていますけれども、そこでも、大学に入学することができるとは、高等学校云々、そして、これと同等以上の学力があると認められた者とするという規定がございまして、これを受けて省令があり、告示があつて、要するに日本人の場合は、日本の学校教育法第一条の高等学校を卒業しているあるいは卒業しようとする者、それからあとは検定を受けると、要は二つの制度があるだけでございましてね。

他方で、日本にある外国人学校というのをどうするかということで今の問題が起きてきているわけでございますが、この問題につきましても、これは有馬文部大臣のころだと思ひますけれども、大学入学検定試験の門戸を開いたということでも、どの外国人学校にいる子供たちもそれを受けて

大学へ入学することが各大学の個別試験を通ればできると、検定を通れば、という制度で、これは私は国際的な、大学への入学に対する国内法制は整っていると思ひます。

それに加えて、じゃ、インターナショナルスクールのように、日本への投資などを行うような企業に、その子弟、子供さんたちが日本にきたときに短期間で滞在するという、そういうふうな学校を卒業した場合にも認めてやたらどうかという規制緩和の関係の要請がありまして検討に入つたわけでございます。

したがって、私どもとしては、法体系上は日本の高等学校と同等以上の学校であるかどうかという事を明確にしないといけないということであるわけでございます。その角度からいうと、日本にある外国人学校について、日本の高等学校と同等の以上のものであるかどうかということを見るのに、まず最も国際的に通用する方法としては、国際的な認証機関の認証を得ているかどうかという手法を使う必要があるわけでございます。一度中央教育審議会でも御審議いただきました対応案、これは今パブリックコメントにかけておりますが、これは私は教育行政上の手法としては極めてオーソドックスな手段だと思つております。

ただ、結果的にアジア系についてそういう認証機関が今のところないわけでございます。それで、アジア系といひましても北朝鮮が主でございますけれども、韓国、台湾系も含めまして、それが今の段階では拾うことができないわけでございますが、ただ、一般的な大学入学資格を認めるという制度としては整っているわけでございます。

今回、パブリックコメントをかけていろいろな御意見を伺っているわけでございます。政治的ないろいろな御意見もあることも確かでございます。そのようなことを受けて、今、鋭意検討中という段階であるわけでございますが、私どもはその国民の御意見あるいは政治の意見ももちろん聞きながら、しかし制度として、先ほど申しましたような法体系としてきちつとした論理立てができると

いうことも大変大事なわけでございます。そのような角度から目下真剣に検討しているという状況でございますので、御理解をいただきたいと思ひます。

○佐藤泰介君 与党三党から文科省に働き掛けがあつたのかどうか、もう一度お願いいたします。

○政府参考人(遠藤純一郎君) 与党三党の幹事長会議で話題に出たというのは聞いておりますけれども、そこで何かが決まったということは承知をしております。

与党三党ということでございます。公明党から、アジア系の外国人学校の卒業生についても大学入学資格を認めるべきであるとの要望を、文部科学大臣の方にございました。

○佐藤泰介君 最初は、話題が出たということですが、最後の方になって公明党の冬柴幹事長からは申出が文科省にあつたということですか。山崎さん、自民党の山崎拓幹事長からはなかつたわけですか。

○政府参考人(遠藤純一郎君) この問題について御説明に参りましたところ、冬柴幹事長によく御説明するようにというお話がございました。

○佐藤泰介君 分かりました。

与党内でもこの問題はやはり、非常にこれは国際的に見ても、それ以上触れられませんけれども、国際的に見ても非常な差別的な対応になつていて、いろいろに思ひます。したがって、いろんな政党からもそういう要請なり要望が出てくるんだらうと。大臣のその一定の水準云々という話も理解できないのではありませんけれども、やっぱり国際的な条約や規約等と逆行するという部分もあるわけでございますので、この問題についてはあくまで文科省が主体的に決定する問題ですので、国内的にも国際的にも、とりわけ国際的な視点からも差別的な対応とならないように強く要請をしております。

こればかりやっていると時間がなくなりますので、強く要請をして、次に、これも先回の当委員会会で問題になつた、山根議員からの質疑のあつ

た民間校長、慶徳校長先生が自殺された問題への対応策について伺ひます。

二度とあつてはならない問題ですので伺ひわけですけれども、大臣はこの問題を最初に知つたとき、あるいは報告を受けられたときに、まず大臣の頭をよぎられたことはどんなことだったでしょうか、伺ひます。

○国務大臣(遠山敦子君) こういう事件が起きまして、これは事実をよく知らないコメントでできないとは思ひましたけれども、私としては、民間人を迎えた学校においてそのような悲劇が起きたということは大変残念だと思ひました。恐らく意欲を持って学校に赴任され、そして学校を良くしようということでも一生懸命おやりになつたと思ひますけれども、結果としてこういう状況になつたということについて、どういう理由で、どういう心情の下にそういう結末になつたのかということ、これは私はきちんとフォローをしてその御遺志に報ひなくてはならないと、そのときに思つた次第でございます。

○佐藤泰介君 ありがとうございます。

私は、高須小の児童たちにとのような心の痛手となつて影を落とすのか、子供たちは、人生の厳しさやつらさ、強く生きる尊さを説くべき立場にいる先生方はどう今後児童に接していくのか。新聞の記事には、慶徳校長着任後、あいさつを無視する職員がいる、学校運営で反対意見を持つ職員がいても私は説得するだけの理論がない、自ら発案した校門でのあいさつ運動にも賛同者はおらず、夏以降はうつ病の投薬も受けていた、休みたいたとの申出に市教委は、校長なんだから頑張ってくれとか、素人に何ができるという冷たい雰囲気があつた、校長はずっと悩んでいた。このような記事を読んだその学校の保護者の皆さん、地域の人々は、学校のみならず教育行政、とりわけ教師への不信を募らせるのではないかと。

既に民間校長が赴任している学校、今後、民間校長の登用を拡大していくとも聞いていますので、今後、民間校長が着任する多くの学校にも影

響を及ぼすであろうと私は思います。

そこで伺いますが、民間校長登用に至った経緯、そして何を期待したか伺いたい。あわせて、登用の過程の中で、民間校長登用は都道府県教委から要望があつてそのようなことを実施していったのか、併せて伺わせていただきたい。

○政府参考人(矢野重典君) これは校長だけではなくて教頭も含めてでございますけれども、校長、教頭の資格要件につきまして、これは中央教育審議会の中で今後の地方教育行政の在り方について検討をしております。その答申として、平成十年の九月でございますけれども、答申が出されまして、その中で校長、教頭の資格要件の弾力化という観点からの答申が出されたわけでございます。

その考え方でございますけれども、学校運営に当たって校長としてリーダーシップを発揮し、職員員の意欲を引き出し、関係機関との連携、折衝を適切に行つて、そして組織的、機動的な学校運営を行うことができる、そういう資質を持つ優れた人材を確保することが大事であると、そういう観点から検討した結果、そういう人材を幅広く確保するという観点で、校長、教頭についての資格要件の弾力化を図る必要があるという答申をいただいたところでございまして、私も、その答申を受けまして、平成十二年でございますけれども、関係制度を改正し、平成十二年の四月一日から施行をいたしているところでございます。

その中で、特に校長、教頭についての民間を登用することの期待される効果でございますけれども、やはり学校運営が大変難しい状況にある中で、マネジメント能力ということが大変これから必要になるわけでございまして、そういう能力という観点でより幅広い、学校以外の幅広い、幅広く人材を確保することがこの制度改正、資格要件の弾力化を通じて期待できるのでないかと、こういうことでこうした制度改正を行ったところでございます。

○佐藤泰介君 最後の質問に、ちょっと抜けてい

ましたが、都道府県教委から要望があつたのかどうか。

○政府参考人(矢野重典君) 中央教育審議会では先ほど申しましたように、中央教育審議会において一つの審議テーマとして取り上げて御議論をいただいたところでございます。その中で、具体的な要望というところではございませんけれども、現場の声についても意見を聴いた上での一つの答申としてまとめたものというふうに理解をいたしております。

○佐藤泰介君 文科省が中教審等と審議をして決定をし、都道府県に要請をして、都道府県教委が様々な工夫をして登用し、今言われた目的達成に努力してきたんだらうと私は思います。

私は、先ほど言つたように教育現場の経験がありますが、文科省からの通達なり指示は絶対実施しなければならぬ絶対的なものとして都道府県教委は大体受け止めるんですよ。そして、今回のような問題が起これば、都道府県教委の対応を待つて文科省は考えていくというのでは私は余りにも無責任ではないかと思うんです。二十日の当委員会でも、山根提案すら検討するという答弁でした。

山根提案は、たしか第三者を入れて調査をする、そして現実にもう既に民間校長として赴任してみえるその方々がそういう状況にないか一面面談して聞いてみる、そういう直ちに手を打つたらどうかという提案だったと私は記憶いたしておりますけれども、学校、家庭、地域の連携が言われているときに、私は、文科省が早速に対応策を打ち出し、広く公表することこそが今一番大切ではないか、このように思っているわけですが、この問題については。

やはりこれはあくまで広島県教委の報告を待つてから文科省は対応に入るんでしょか。まず、少なくとも山根提案を直ちに実施すると、そんな気はありませんか。

○政府参考人(矢野重典君) この今回の痛ましいケースについて原因につきましては、前回の委

員会でも申し上げましたように、広島県教育委員会の報告では、現時点において明確なことは不明である、したがって、引き続き詳細な調査を行つて、その上で研修の在り方等について検討していく考えであるという報告を受けているところでございまして、このために広島県教育委員会は三月の十三日に調査研究委員会、失礼、調査委員会を設置してその原因の究明に取り組んでいるところでございます。まず、そういう動きがございまして、

そして、私もいたしましては、一つの対応でございますけれども、一つは広島県教育委員会について、まずはできる限りの事実関係、詳細な事実関係の報告を求めているところでございまして、そして、今申し上げましたような広島県における調査結果を踏まえまして、民間人校長の登用に当たつて改善すべき点、あるいは特に配慮すべき点等があれば改善を促すように指導してまいりたいと考えているのが一つの我が方の考えでございます。

同時に、並行してでございますけれども、こういう広島県のケースということに限らないで、現在、民間人校長を登用している教育委員会及び民間人校長本人から、これは前回の山根議員からの御提言もございましたので、そうした民間人校長の登用に当たつての選考方法、あるいは研修内容、支援体制等について教育委員会あるいはその民間、失礼、校長本人から意見を伺うことを検討いたしているところでございまして、そうした結果等も踏まえながら、各教育委員会において民間人登用の、民間人校長の登用に当たつて十分な配慮を行われるように働き掛けてまいりたいと考えているところでございます。

○佐藤泰介君 この前の山根議員の質問よりは若干前進した答弁をいただいたように思いますので、感謝申し上げます。当然のことだろうと私は思いますので、それぐらい早くいろんな問題をこれからも取り組んでいただきたいと思ひます。

ただ、私がこの記事の中で救われたといひます

か、それは、御手洗事務次官が、制度そのものにかかわることがあるのか、人事管理全般の対応を考えたときと制度見直しの可能性を示唆しているとも書かれていたことです。

私は、大切なことは、学校、家庭、地域などで子供たちの教育に携わる人々がこれなら安心だ、期待できると、このように感じられるような対応策をこの問題についても早急に打ち出して、そして広く公表をすることが二度と起こさないことにつながるべく、非常に重要なことだと私は考えているわけですが。

文科省の早急な対応を要望しますが、大臣、ここまで聞かれてどうですか。

○国務大臣(遠山敦子君) 今回のケースそのものの調査というのは広島県教育委員会ですっかりやっていたかと思ひますが、それを待つて対策ということではなくて、少なくとも並行的に何らか考えることがあれば私どもとして進めていって、両者を併せて政策として何か打ち出すことがあれば明確にしていくということは大変大事だと思つております。

待つということではなくて、こういう深刻なケースについて常時対応を続けながら学校教育への信頼というものを回復していく必要があると私も考えます。

○佐藤泰介君 是非お願いしたいと思ひますが、今ぐらゐの答弁を、同僚の山根議員が最初に取り上げたときにそれぐらゐの答弁はいただきましたか。また、再度重ねて時間を掛けて、山根議員の質問の後追ひのようなところで初めてそれぐらゐの答弁が出てきたということでは、私はやっぱり甘いところがあるんじゃないかとも思ひます。

それは、やっぱり二度と起こしては絶対にいけないということから考えれば、やっぱり文科省がまずいち早く対応をして、県教委と連携をして対応をしていくことが、その学校にとつて、その学校の子供たちにとつて、あるいはその地域の人々にとつて安心感を与えることにつながるかと。

二度三度起きたら、もう登用できなくなると私は
 思いますよ。是非よろしくお願いをしておきたい
 と思います。

それでは、本題の義務教育国庫負担制度の問題について伺わせていただきますが、義務教育国庫負担制度については、昨年五月の経済財政諮問会議で片山総務大臣が「地方財政の構造改革と税源移譲について」とする試案を提出したことから議論が始まり、八月の経済財政諮問会議で遠山文部科学大臣が約五千億円の削減案を提示、結局、昨年十二月、十五年度予算案策定ぎりぎりのタイミングで、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣の三大臣合意がなされ、総額二千八百四十億円が国庫負担から除かれ一般財源化されることになりました。紆余曲折を経て取りあえず合意に至ったわけです。

このように、昨今の教育行財政制度の改革は経済財政諮問会議や地方分権推進会議などで流れが作られ、その対応の中で改革が行われているとの印象を受けますが、文部科学大臣はこのような進め方についてどのように感じておられるのか、お伺いをします。

○国務大臣(遠山敦子君) 私は、義務教育というのは国の基でございますして、憲法の要請もございまして、教育基本法にもしっかりと定められていて、義務教育をしっかりとやらなければ国の未来はないと言つてもいいくらいだと思います。

もちろん、あらゆる学校段階、幼稚園から始まって大学、大学院、さらには生涯学習、様々な場面の学校というものの重要性、学ぶことの重要性とこのころにはあるわけでございますけれども、義務教育をしっかりと行っていないければ一番の基礎がないわけでございます。

今、佐藤委員御指摘のように、この問題は内閣の構造改革、そして地方でできることは地方で、民間でできることは民間へという流れの中で地方分権改革推進会議の場で提唱されたわけでございます。

私は、最初そういう提案を聞きましたとき耳を

疑つて、まさか本当ではあるまいと思つていたのでございますけれども、実は、もう、総務省が事務局を務めておりますけれども、地方分権推進改革会議において地方分権という名目の下に、地方への財源移譲ということで、我が義務教育費国庫負担金そのものを一般財源化しようということがかなりの密度を持つて議論をされたわけでございます。

ところが、その地方分権改革推進会議には私は一度も呼ばれておりませんし、また事務局に我が省の者が行っているわけでもございません。地方分権という、そういう角度からのみ論じられたようでございます。そこで、それが、そういう意見が経済財政諮問会議にかかったわけでございます。

経済財政諮問会議にも、私は正委員ではございませんで臨時委員でございます。で、夏に呼ばれたわけでございますが、それはもう完全に委員として一人呼ばれまして、そして臨時委員として呼ばれて、我が省の関係者はたった一人随行が許されるという程度の会議でございます。総理を始めとする正委員の方々、民間の方も含めて、義務教育費国庫負担金をすべて一般財源化するという議題で議論が行われたわけでございます。

私といたしましては、教育について責任を持つのは私しかないわけでございます、閣僚の中では、ということ、そこで展開したのが、私としては、個人として夏の陣であつたと思いますけれども、人間力戦略ビジョンというものを明確に打ち出しまして、その中で各学校段階を通じて、今教育が抱えている問題というのは画一と受け身から自立と創造へということで、それぞれの学校段階を通じて新世紀を切り開くたくましい日本人を育成する、そういう大きな目標があつて、その中における義務教育の役割はこうであるということ、で政策と目標とを明確にいたしましたわけでございます。

そのような一連の説明をした上で、私は、幸いにして総理がその一連のあれをお聞きいただい

て、無言ではありましたが、一般財源化についての議論をむしろサポートされなかったというところで一つの流れが変わったと思います。しかし、この辺の機微につきましては、むしろ秘すれば花ということもございますし、まだ時効もたっていないと思いますので、私としてはそういうことを詳しくは申しませんけれども。

実はその一連の動きを通じて、日本の未来を語るときに、常に教育と、教育と言われながら、政治の場面でもあるいは財政論の場面でも、では義務教育をしつかり守つていこう、教育についてもっと予算を付けていこうという動きにはなかなかならないで、むしろ一つの塊としての義務教育費国庫負担金のようなものは一般財源化しようという大きなその動きがあつたことは確かでございます。そういう中でどう対応していくか。しかも、構造改革という内閣の一員であるということとで協力も必要でございますし、国費をできるだけ縮減していこうという動きもあるわけでございます。

そんな中で、様々な議論なし作業が我が省及び経済財政諮問会議そして地方分権改革推進会議の中で行われて、最終的に三大臣の合議ででき上がったのが今回の法律案に出ているような状況でございます。

それらを通じまして、私といたしましては、やはり義務教育というものについて国の果たすべき役割は何かということをしっかりと我が省としても今後更に鮮明にしていく必要もあると思います。同時に、経済とかあるいは財政とか、そういったことのみで教育の経費というものは語られてはいけなかつつくづく思った次第でございます。

貧すれば鈍するというような国には絶対してはいけないというふうに私としては信念を持ってこの問題については当たっているとところでござい
ます。

○佐藤泰介君 全く今の大臣の答弁のとおりなんだろうと思いますが、やっぱり様々な会議の中で削減ありきということが進んでいったと。

その中で教育の重要性を大変厳しい中でも訴えられたということは、よく理解をさせていたべきでした。

これからも一層奮闘していただきたいと思いますが、そういう答弁を大臣、本会議場でやっていただけぬでしょうか。本会議場の答弁になると、ほんととトーンが下がるんですよ。今のような答弁を本会議場でやっていただければ、かなりすんとくるものがあるんだろうと思いますけれども、大臣を支えるこれは副大臣に聞きたいですけども、大臣がそういう今のような答弁を本会議場でできるような形にはならぬですかね。本会議の答弁になりますと、どうも何か淡々とした答弁で、心を打つものがないんですよ。

この前、私、大臣と山本先生のやり取りで一人だけ拍手させていただきましたけれども、ここで、大臣の答弁に。今のような答弁をどんどんどんどんできるよう、本会議場でできるようにするのがそこに座っているスタッフの皆さんじゃないですか。

副大臣、どうですか。

○副大臣（河村建夫君） 本会議場でもかなり私ははつきり言っておられると思ったわけですが、ただ、本会議の場合にはかなり時間的な制限といえますか、も求められておったりして、そういう点でゆっくり、自分の言葉でゆっくり語るといふ雰囲気でなかったという点については、そういうふうには佐藤委員言われるのかなと思いますが、私の印象ではかなり明快に言っておられると思つたわけですが。

この委員会の雰囲気の中と本会議場の雰囲気が違ふ、そのことはやっぱり我々も承知した上で、もつと明確に大臣の答弁が皆さんに伝わるように、事務方にもやっぱりそういうことは十分、今御指摘あつたことを踏まえて今後十分配慮しなさいかぬと、このように思いますので、御理解ください。

○佐藤泰介君 一生懸命我々は、もうこれ義務教育国庫負担は私、堅持する立場でございますので、

しっかりとエールを送りますので、頑張っていた
だきたいなというふうに思います。

が、一つちよつと気になったのは、その中で遠
山大臣が五千億の削減案を提示されたという部分
なんですけれども、それで決着は二千億くらいで
かね、百八十四億円で済むか。この五千億の削減
を提示されたという、この五千億の、五千円じゃ
ない、その程度しか持っていないので。

五千億円の提示案、これは一体どういうことを
想定されてこれが算定、算出されてきたのかとい
うことについて、これは事務方の方で結構ござ
います、お答えください。

○政府参考人(矢野重典君) 少し事実関係を申し
上げますと、大臣が十月の経済財政諮問会議で五
千億の削減案を表明される前に、その前日から前々
日だったと思いますけれども、地方分権改革推進
会議の最終報告が出されておりました、その中で
義務教育負担金の削減について、具体的な数字で
はございませんでしたけれども、内容として五千
億の削減案が妥当であると、妥当であるという趣
旨の報告がなされたわけでございます、それを
受ける形で、それを受ける形で経済財政諮問会議
の集中審議において文部科学大臣の方から、文部
科学省として五千億の削減案を検討しますとい
うことを申し上げたわけでございます。

その場合の五千億の中身でございますけれども、
も、今回一般財源化をお願いしてございます共済
費長期給付、公務災害補償に係る部分にプラスし
て、退職手当と児童手当に係る分を込みで、ト
ータルで五千億の削減案を検討するということを表
明したものでございます。

○佐藤泰介君 そうですすね。この資料を見ます
と、公務災害補償基金、これ十七億ですか、共済
費長期給付二千六百七十七億、児童手当二十六億、
退職手当二千二百七十二億ですから、これを合計
しますと四千四百、四千五百億くらいになるわ
けですよ。ということは、もう児童手当も退職
金もまあしょうがない、一般財源化されても仕方
がないということで五千億という数字が出てきた

のだという今答弁だったと思いますが、そういう
理解でいいんですかね。

○政府参考人(矢野重典君) 十月の段階で文部科
学大臣が五千億を検討するということは、そうい
う含みを前提にして申し上げたわけございま
す。

結果といたしまして、その五千億の扱いにつ
きましては、この平成十五年度の予算編成までの間
に関係省庁、すなわち私どものほかに財務省と総
務省、関係省庁との間において調整をして、結果
として、平成十五年度については共済費長期給付
と公務災害補償に係る部分について一般財源化す
るといふ調整が整ったものでございまして、残り
の退職手当と児童手当に係る部分につきましては
継続、関係省庁間の継続検討課題として、今年の
暮れまでの十六年度予算編成までの間に結論を得
ることとされたわけでございます。

そのことについて私どもの考え方を申しま
すと、昨年の十月の段階で大臣から退職手当と児童
手当についても、を含めて検討するということを
申し上げましたが、それは経費の、そうした対象
経費の性格にかんがみれば検討することができ
るというそういう考え方でございまして、そういう考
え方に基づくものでございます。

ただ、その経費の性格にかんがみれば、負担対
象を一般財源化することができるといふことと、
実際にこれを一般財源化するというのはまた別の
要素でございます、一般財源化するに当たりま
しては、当然のことながら、どのような財源手
当、あるいはどのような形の財源措置といったよ
うなことも当然検討しなきゃならないわけござ
いまして、そういうことも含めて、検討を実際
にするかどうかについては、実際に一般財源化する
かどうかにつきましましては、そういうことも含めて
今後検討しなければならぬということございま
す、私どものこれまでのスタンスはそういう
ことで対応してまいっているところでございま
す。

○佐藤泰介君 言われることは分からないでもな
いですが、来年はこれ取られるんでしょう、また、
恐らく、このまま行けば。
対象経費の性格と言われましたが、今までこれ
ぐらい全部含めた対象経費があつて、これがだ
んだん細はっていきんですよ。
そして、私、先国会でここでお尋ねしたと思
うんですけども、義務教育国庫負担の根幹は絶対
に堅持をする、このように答弁をされたと思
います。根幹というのは、ここまであつたけれど
も、いろんな対象経費を考えたらこれだけのところ
だよというふうな意味になりますよ、今の答弁
だと。これだけあつたのがこれだけになるよ。こ
が根幹だよ。

じゃ、その義務教育費国庫負担の根幹というの
は、何をもち根幹というんですか。
○政府参考人(矢野重典君) 御案内のように、現
在、義務教育国庫負担制度は、各地方において優
れた教職員を必要数確保することにして、確保で
きるようにして、そのことを通じて全国的な義務
教育水準の維持向上を図るということをその目的
とする制度であるわけでございます。

このような目的を損なわないようにするとい
うところに同制度の、この制度の根幹が私どもある
というふうに考えているわけでございます、具
体的には、既に去年の十月に五千億の検討をする
ことを表明しましたけれども、その場合に私ども
が考えておりましたには、そういう意味での根幹
の具体的なありようをいたしましては、それは教
職員の給与と費を堅持していくことが根幹と
して必要であらうというふうに考えているわけ
でございます。

ただ、先ほども申し上げましたように、経費の
在り方としてはそうでございますが、それを実際
に一般財源化するかどうかについてはまた別途の
観点からの検討が必要であるということを重ねて
申し上げておきたいと思ひます。

○佐藤泰介君 いわゆる義務教育国庫負担の根幹
というのは給与と費だと言われました。退職手当は、
これはもう風前のともしびにあるわけですから、
在職時の給与と諸手当、これが根幹、あとの経費
のところは根幹ではないと。
退職手当というのは、じゃどういう意味を持
った経費なんですかね。

○政府参考人(矢野重典君) 退職手当は、退職手
当についてはいろいろ考え方があられるわけござ
いますけれども、給与と費に含まれるという考え方、
広義の給与と費に含まれるという考え方と、狭義の
給与と費という中には含まれないという考え方がある
わけでございますけれども、退職手当というのは、
これは退職中に支給される給与とその他のものは
別のものであつて、職員が長期間に在職、失礼、長
期間継続勤務して退職する場合の勤続報償的なも
のでございまして、そういう意味で、先ほど申し
上げましたように、在職中に支給される給与、私
どもは狭義の給与というふうに解しておりますけ
れども、それとは性格として別なものとして整理
することができるといふふうに考えております。

○佐藤泰介君 狭義と広義いろいろあつて、最終
的には根幹は給与と諸手当だと。それは何か法的
にそうなっているものはあるんですか。

○政府参考人(矢野重典君) 給与と法令上あると
きに、それが狭義の給与なのか、失礼、広義の給
与なのか狭義の給与を意味するかというの、そ
れは法令に則してそれぞれ具体的に解釈しなけれ
ばなりません。一律に給与というときにこうだ
というふうに法的な概念として定まっているもので
はございません。それぞれの法律の中で、広義の
給与として位置付けられているものと、またそ
うでないというふうにあるわけでございます。

今私が申し上げました広義とか狭義というの
は、言わば講学上の一つの整理というふうな御理
解をいただきたいと存じます。

○佐藤泰介君 よう分かったような分からぬよ
うな話ですが。
市町村立学校職員給与負担法の中では、退職手
当は、私はこれを読むと狭義の中に入つておるよ
うに思ふんですが、どうですか。

○政府参考人(矢野重典君) これは、市町村立学

校給与負担法におきましては、そうです、失礼しました、退職手当、退職年金、退職一時金及び旅費までを総称して給与としておりますから、そういう意味では正に私が先ほど申しました広義の給与というふうに、市町村立学校職員給与負担法ではそういうものとして概念されております。

○佐藤泰介君 これ以上行くとか茶の木畑へ私も入っていきそうなんです、自分でもう一遍整理して、今の答弁を読ませて、大臣、何かあります。

○国務大臣(遠山敦子君) この面は私、今余り、何といいますが、こういう委員会の記録としてむしろ残さない方がいいなというふうに考えているわけでございます。

といいますが、今お願いしている一つの方向性ということで、昨年の私どもの提案もこういう形で今収束しているわけでございます。そして、私としては、給与と今残っております退職手当、児童手当、これはしっかり守っていくつもりでございます。

今年の暮れに、暮れまでの間に三大臣合意でどうやっていくかということが論じられることになるわけでございますけれども、大事なものは、そのときの経済状況がどうか、財政状況はどうか、三位一体という話がどこまで詰められているのか、そして他の負担金、補助金、一体どうするんですかということをお私にしっかりと申し述べることが大事だと思っております。

もちろん、そういうことで、今の話に返せばいろいろな説明もできるわけでございますが、そういうことで引き取らせていただきたいと思っております。

○佐藤泰介君 分かりました。今、大臣の言われたとおりだと思います。もう今回はそこまで来て、児童手当、退職手当、今からわあわあ言う必要もないと、これから、今後の問題なのでみんな守っていいや、そのために最善を尽くそうと、私もその一員に加わりますので、今の問題はこの程度にとどめさせていただきます。

次に、もう一点だけ三大臣合意について伺いますけれども、その中で、義務教育国庫負担制度の改革、例えば定額化だとか交付金化と、具体的措置を講ずるべく所要の検討を進めるといふ部分もございました。

先回、私、この委員会で聞いたときに、定額化というようなことを局長が言われた記憶があるわけでございますけれども、文科省が考えているその改革の方向の定額化というものは、その定額化を主張する理由は一体何なのか、あるいは定額化というものを主張していないのか。先回、私、この委員会で質問させていただいたときは定額化という話が局長の方から出たわけですが、その定額化を主張される原因は、理由は何なのか、お伺いします。

○政府参考人(矢野重典君) 義務教育国庫負担金の定額化についてのお尋ねでございますが、少し恐縮でございますがお時間をいただいて御説明させていただきますと思うわけでございますが、現在、御案内のとおり、義務教育国庫負担制度は、各都道府県が実際に支出した教職員の給与費の二分の一を負担することを原則としておりまして、特別な事情がある場合には国庫負担額の限度額を定めることができることとされているわけでございます。

そこで、現在、公立学校教員の給与でございますが、これにつきましては国立学校の教員に準拠することになっておりまして、国立大学が、国立大学の、これも御案内の国立大学の法人化ということを受けまして、この国立学校準拠制を私どもとして廃止することといたしております。その廃止することに伴いまして、国庫負担金の算定方法についても見直しを行うこととして、私どももいたしましては、国庫負担金のそういう流れの中で、そういう流れの中で定額化ということを検討をいたしているところでございます。

その場合の定額化の内容でございますが、先ほど申しましたように、現在は、現行の制度は都道府県が実際に支出した実額の二分の一を負担する

というのが国庫負担制度の原則であるわけでございますが、それを原則とする考え方から、都道府県ごとに客観的な基準により算定する定額の二分の一を負担すると、それを原則とする考え方に改めるといふことを検討をいたしているところでございます。実額の二分の一の原則から定額の二分の一の原則というのを国庫負担の対象とするという考え方でございます。そういうふうな考え方を改めるといふことを検討をいたしているわけでございます。

その場合の定額でございますが、その場合の定額についての検討に当たりましては、これは義務教育の水準確保に支障が生じることがないよう、そういう観点に立ちまして、具体的に先ほど申しました、客観的な基準と申しましたが、例えば国家公務員の給与水準あるいは一般の公務員に対する教員給与の優遇措置の状況、これは人確法を踏まえての措置でございますが、そういう一般公務員に対する優遇措置の状況、それから各都道府県ごとの教職員の標準定数、こういったような客観的な指標といましようか基準などを考慮いたしまして、私どもとしては、私どもが考えております定額というときには、そういうことをベースにしたがら現行の国庫負担水準を維持する方向でその定額の中身を検討いたしているところでございます。

この実施時期につきましては、私ども、現在検討しているわけでございますけれども、平成十五年度中に関係法令を改正して、平成十六年度、これは今の予定でございますが、国立大学の法人化がスタートする年でございまして、それに合わせまして平成十六年度の国庫負担金から適用することと予定をいたしているわけでございます。それに向けて今検討を、今申し上げた内容の検討を進めているところでございます。

○佐藤泰介君 先国会で私が聞いたと同じような答弁でしたけれども、やっぱり都道府県によって教職員の年齢構成が違ふと。様々なケースが各県にはあると思うんですよ。それを一律方式とい

いますか定額化にしていこうことは大変無理があるんじゃないかというふうに思うわけです。何で従来のままの、現行の考え方の実質額の二分の一という、その現在の方法の方が別に、一番いいじゃないですか。それが、定額化することは現在よりも良くなるから改革するといふ意味なんですか。

ということ、この問題については片山総務大臣も、負担金の定額化では、過去の歴史を見ると、定額化すると全部地方が超過負担になる。恐らく地方としては了解できないだろうと、このように片山総務大臣も述べてみえるんですけれども、これも早々と、先ほどそんな先のことをと大臣言われましたけれども、今のままを守るといふことはもうできないんじゃないですか。実質の二分の一ということですよ。

○政府参考人(矢野重典君) なぜこういう定額化という考え方に立ったかということでございますが、これは先ほど申し上げましたように、現在の公立学校の給与は国立学校準拠制でございます。すなわち、国家公務員である国立学校の教員の給与の種類と額を基準として定められているわけでございます。その上に立つて現在の実額の二分の一という制度があるわけでございますが、今回、その国立学校準拠制を廃止するわけでございまして、廃止をして、給与の額につきましては、これは手当も含めてでございますが、給与の額については各地方公共団体の判断にゆだねる、各地方公共団体が自主的、主体的に決めることができるようにするわけでございます。そういうことに伴いまして、実額についての国庫負担という制度はこれはもう取り得ないというふうに判断をしたわけでございます。

その上で、今申し上げたような定額を考えるわけでございますが、その定額の中身についてちょっと私の説明が足りなかった面があるかもしれません、その場合の定額の中身については、各都道府県ごとに幾つかの客観的な諸要素を基準として算定するわけでございまして、その中に、今申し

上げましたが、国家公務員の給与水準というのをベースにしますし、あるいはその県における一般公務員に対する教員の優遇措置がどうかであるかということも考えます。それから、その県における教職員の年齢構成がどうかであるかということも当然その要素になるわけでございます。あるいは、その県におけるへき地等の地域的な特性というのはどうかであるかということもあるわけでございます。

そういう当該県における客観的な指標、基準をベースにして、当該県における、失礼、当該県におけるそういう定額化という中身を定めるわけでございますので、その点はまず御理解いただきたい。そして、その水準が、その水準が、私ども考えておりますのは、現在の国庫負担水準を維持するという方向で検討しているんだということをまず御理解をいただきたいと存じます。

○佐藤泰介君 これは今後出てまいります大学の独法化のところでもまた質問をさせていただきますけれども、その準拠制が廃止をされると定額ではないといかないということ、まだ私は十分に理解できません。別に準拠制が外れても各県で均衡を取って決めて、そしてなおかつその実質の二分の一ということではできないのではないかと自分では思っていますが、もう少しこれ自分なりに整理をしますけれども、これまた独立行政法人の大学のところで準拠制が外れるというのが出てくるんですよね。そのときにもう一度この問題についてお尋ねをさせていただきますけれども、じゃ、今言われた定額化になった場合に人材確保法というのはどのように反映されますか。

それから、各種手当、国立学校が準拠制が廃止になった場合のカクシ手当は、隠しじゃないですよ、各種手当はどのように算定されていくことになるんですか。行政職の教員の手当ならば、地方公共団体は国家公務員の給与を参考にして措置する。私は大体思いますけれども、国家公務員に同種の手当がなくなる職員の手当、教員の手当もそういうものがあると思うんですが、そういうもの

が自治体間でばらばらになる可能性はありませんか、定額化を取っていくと。

やっぱりこちらへき地手当はそのまま残るようなんです。へき地手当と同様に国が基準を決めてこれに従って条例で定めるべきではないかと考えますが、今言ったこの三点について簡単に、時間なくなってきたので簡単に答えていただきます。

○政府参考人(矢野重典君) 定額化の問題の以前の話だと思いますが、国立大学の法人化に伴いましては、先ほど申しましたように、現行の国立学校準拠制を廃止して各県が地域ごとの実態を踏まえて教員の給料それから諸手当の額、これを主体的にできるようにするわけでございますが、その場合でございますが、その場合におきましても、一つは人材確保法の規定はこれは維持するわけでございます。すなわち、教員につきましては一般の公務員の給与水準に比して、比して優遇措置は講じなきゃならないというその規定は、内容として各県が主体的に決める場合でもそれは制度として残るわけでございます。

それからもう一つは、その各県が主体的に決定できるとしたその場合でも、もう一点は、それぞれの県が教員の職務と責任の特殊性に基づいて現行と同様に義務教育等教員特別手当等々の諸手当を支給できるようにするための関係規定を整備することにいたしてございます。それに基づきまして、各県は、今申し上げたような現行の教員の給与体系の基本に基づくような手当は条例においてきちんと措置しなきゃならない、そういうことになるわけでございますので、そういうものとして定められた各県の給料と諸手当でございます。そういうものとして、自主的にいってもそういう枠の中で各県の給料と諸手当が決まられるわけでございます。ただ、その額につきましては、給料また手当の額につきましては、これは都道府県の判断にゆだねるものでございます。

○佐藤泰介君 ということは、片山総務大臣の言われている定額化と文科省の言われている定額化

とは意味が違う、片山総務大臣が考えている定額化というのは理解不足よと、そういう意味ですか。

○政府参考人(矢野重典君) ちよつと私、その片山総務大臣の正確なあれをお聞きしておりませんが、恐らく片山総務大臣が御発言になった、これは私も具体的に、定額化こういうものだということを具体的にお示しをしているような状況でございます。先ほど申しましたから、そういう意味で片山総務大臣がどういう内容のものとしてお考えになったかということについては、今、私としては可否を申し上げることはできないわけでございます。

ただ、いずれにいたしましても、定額と申すときに、定額と申すときに、今私どもが考えておりますのは義務教育の水準を維持するために必要な定額と、そういう、そういう水準のものと、全くの、言葉は悪うございますけれども、つかみの定額と、そういういろんな定額、中身があるわけでございます。それから、そのいわゆるつかみの定額でございます。これは当然のことながら、現在よりも地方の負担が相当大きくなるという事態は、それは当然生じてまいろうかと思うわけでございます。

○佐藤泰介君 少し分かってきたような気がしますが。

準拠制が外れるとやっぱり二分の一というのは保ち切れぬのですかね。それがまだ一つとんと落ちてこないわけですが、また、これもまたの機会に回していただきますが、ちよつと一つだけ、公立学校教員の給与について、義務教育費国庫負担金のお尋ねしますけれども、「義務教育費国庫負担金の取扱について」、三大臣合意で、平成十六年度において公立学校教職員給与についての国立学校準拠制を廃止すると、その部分ですとね、矢野局長言われたのは。

そこで、公立学校教員の給与について何うわけですけれども、まず教育公務員特例法第二十五条の五に規定する公立学校教職員給与の国立学校準拠制は、公立学校教員の給与水準を国立学校教員の給与水準と同一にすることによって、間接的に

公立学校の全国的な教育水準の均衡を図ろうとするものであると私は考えてきました。教員免許という資格が同一であり教育内容が同一であれば待遇も同一ということが適当であるとの趣旨でこれまで来たんであるかと思えますけれども、国立学校準拠制が廃止された場合、教員給与は、これは地方公務員法の原則に戻って、原則に立つて、教員の給与決定は、一、公民校差、二として国及び他の地方自治体とのバランス、つまり均衡の原則を踏まえて決定されていくと、このように理解してもよろしいですか。

○政府参考人(矢野重典君) 地方公務員の給与につきましては、先ほど委員が御指摘がございました、いわゆる均衡の原則、また給与条例主義という原則がございまして、さらには給与法定主義という原則があるわけでございます。

そうしたルールに従って地方公務員たる教員の給与も決定されるわけでございますが、その中に、その中に、先ほど来申し上げましたように、人権法でございますとか教員の職務と責任の特殊性に基づく教員の給与体系の基本というものは当然含まれたものとして、今申し上げたようなルールに従って教員の給与も支給されることになるかと思ひます。

○佐藤泰介君 大分はつきりしてきました。

またちよつと続きはこの後にやらせていただきます。もう時間があと五分しかありませんので最後の質問に入りますが、今日は様々な観点から質問をさせていただきました。質問することにより問題点が明らかになることや、より疑問が広がったこととありますが、まだまだ疑問が広がった部分もありますので、これらは今後の質問に譲らせていただきますけれども。

私、この質問の冒頭に述べさせていただきましたが、未来への先行投資としての教育を多様化する現代社会にどのように即していくかではなく、私たち自身が教育にどのようなビジョンと哲学を持たせるかが現在一番求められているのではないかと私は思っております。今後、こうした観点か

ら更に私は質問をさせていただきたい、問題を深めていこうと思っております。

しかし、今回の一般財源化について申し上げれば、国庫補助負担金、交付税、税源移譲の三位一体改革の芽出しであるとされていきます。しかし、分かっているのは芽出しの部分だけであって、全体像は全く見えておりません。国庫負担金カット、交付税の縮減、税源移譲の不足、このようにして終わってしまったら、これは地方は大変なことになると思います。今申し上げたようなことにこの義務教育国庫負担制度がならないように、大臣のより一層の御奮闘を期待をさせていただきます。

そして最後に、その私の期待に対する決意なり所見を大臣に伺って、私の質問を終わらせていただきます。

○国務大臣(遠山教子君) 未来に向けてしっかりとビジョンを持ち、そしてそれを実現するためのしっかりとした施策を講じ、またそのための条件整備を行っていくという教育行政の基本についてしっかりと対応したいと思えます。

そして、私どもの努力ももちろん大事でございますが、それぞれの各地の地方公共団体及び各学校、特に教師の皆さんが国民の信頼を得るためにより奮闘していただきたい。そういう背景があれば、私は、今の義務教育国庫負担制度である限り、あるいは教育についての未来への先行投資ということが、単なる言葉ではなくて実質確保できるようにすると思っております。

○佐藤泰介君 ありがとうございます。ちょっと二分残しました。ありがとうございます。

○草川昭三君 公明党の草川であります。

このたびの義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特措法の一部を改正する法律案の基本的な問題について、先ほど来からも議論があるわけですが、お尋ねをしたいと思っております。

それで、この義務教育費国庫負担金の在り方について、先ほど大臣も答弁されておりましたが、

経済財政諮問会議等が主導してきたと、そのとおりだと思っております。問題は、財源論のみが優先をして議論をされてきたところに恐らく各党の先生方も一番強い不満を持ってみえるのではないかなと思っております。私もその点は同様でございます。今回の措置は、いわゆる教育論なしで財源論のみによるものではないだろうか、このように批判されても仕方がない問題点が内蔵しておるのではないかなと思っておりますが、その点についてまず最初に質問をさせていただきたいと思えます。

○国務大臣(遠山教子君) 最初に議論になりました地方分権改革推進会議におきましての地方分権ということの目的を達成するために、いろいろ考えた末、義務教育費国庫負担金というものをターゲットにしようということになっていったのかと思えますけれども、その後段の部分については確かに財源論として扱われたような気がいたします。

そこで、そうであってはいけないということで、経済財政諮問会議において臨時委員として出席をして、私はそれを教育論の流れに変えるべく努力をしたところでございます。結果的に、三大臣合意、昨年十二月十八日に合意ができたわけでございますが、その中で、二のところで、義務教育費に係る経費負担の在り方については、現在進められている教育改革の中で義務教育制度の在り方の一環として検討を行うということで、ここで財源論から教育論に引き戻した。そのフィールドの中でしっかりと検討して、そこで納得できることにおいてのみ見直しを行うというのが私の考え方でございます。

○草川昭三君 遠山大臣が、まあ大変御無礼ですが、孤軍奮闘をされたというそのお姿は十分我々も理解するところでありますし、それは高く評価をしたいと思っております。しかし、今の経済財政諮問会議のメンバーそのもの、あるいは従来の予算編成等々についての提言等を考えますと、非常に今、文科省が考えていることに對する逆行する動きがあることは率直に我々も認めざるを得ないと

思うわけでありまして、それをどう防いでいくかという問題だと思います。

そういう点で、これは二番目の問題でございますが、義務教育費の国庫負担金の見直しと併せて、例えば学級編制とか教職員配置の弾力化など地方の自主性を高める措置を行うということになっておりますけれども、その概要とか、及び今後の教育分野の地方分権についての考え方がどのように示されていくのか、お考えを示していただきたいと思えます。

○政府参考人(矢野重典君) 義務教育国庫負担制度の改革案につきましては、今回の負担対象経費の見直しと併せて、義務教育に関する地方の自由度を一層拡大する、そういう観点から、一つは、標準法の範囲内で都道府県の判断によつて学級編制について一層の弾力的な運用を可能とするということが一つございます。それからもう一つは、現在メニューごとに定められております加配教職員につきまして、これを都道府県が柔軟に活用できるように大きくり化をいたしたいと考えてございます。

こういうことを通じて、平成十五年度から教職員配置の弾力化が可能となるように所要の改革を進めていくところでございますし、また、これは平成十六年度からでございますけれども、教職員、先ほど来御議論がございましたけれども、給与の決定につきましては、国立学校準拠制を廃止して地方が自主的、主体的にその額を決定できるように、そういう制度改正も考えているところでございまして、私どももいたしましては、このような弾力化や制度改正を通じて、各都道府県がその主体的な判断と責任に基づいて地域の実態に即した創意工夫ある取組を一層推進できるように努めてまいりたいと考えているところでございまして。

○草川昭三君 今、地方の自主性を高めるという方向があるというお考えが述べられたわけでございしますが、義務教育は国と地方が適切に役割を分担する、それを実施をするということが極めて

大切であるということは言うまでもないことだと思います。ですから、国が責任を放棄すべきではない。私は当たり前だと思うのでございますけれども、ここを明確にしておいていただきたいと思っております。この観点から、国として必要な教育予算は確保するということが大切だと思っております。

そういう意味では、先ほど来も出ておりますし、一般的に地方分権等々と併せて三位一体、三位一体という言葉がよく言われておりますけれども、本当にこの三位一体というものが具体的に各地方自治体に納得される形で行われているかということになりますと、そうではないと思っております。そういう点で、今、地方自治体の立場からいいますと、非常に、もちろんこれ教育行政だけじゃないんですよ。私の言おうとするのは教育行政だけではありませんけれども、地方の立場からは非常に私は混乱というんですか、将来の展望について不安視をしてみえる自治体が多いと思っております。

そういう意味で、特に義務教育に関する教育予算の確保については、ある面では旧自治省ですが、そういう地方自治体との、先ほどは教師の問題を大臣おっしゃいましたけれども、私はそういう意味での何か共同の、戦線と言ふ言葉が悪いんですが、連携をもつておるんですが、大臣の所見はいかがでしょうか。

○国務大臣(遠山教子君) 義務教育につきましては、国も地方公共団体もそれぞれ役割分担をきつちりとやって、やるべきことをやっていくということは大変大事であることは御指摘のとおりでございます。国としては、様々な制度の枠組みを作ったり、あるいは基準を作ったりというのと同時に、必要な財源措置についても責任を持って確保していくということが一番大事ではなからうかと思えます。その途上におきまして、できるだけその地方の独自性なり実情なりというものが発揮しやすいようにしていく、そういう制度改正というののやりながら、そこにおいて地方分権をして

いくと。しかし、国として負担すべき必要な財源、物的条件の整備ということについては、これは手を抜くことなくやっていく必要があると思うわけでございます。

ただ、私どものこうした考え方に對しましては、何人かの知事さん方はもともと地方分権、一般財源化というようなことも言われる方もおられるわけでございますが、必ずしもその地方の責任者の方々と共同、びったり共同というわけにいかないと思いますけれども、マジヨリティーの方々はやはり国としっかり連携を取りながらやっていきたいという御趣旨ということをひしひし感じるわけでございます。

そのようなことで、これから地方も確かにその財源措置なりあるいは交付税の額なりについて大変難しい局面に立っていることがあると思いますけれども、それらをすべてマクロにどうやっていくかということ自体が日本の将来を決めるわけでございますので、教育という角度からではなくて、三位一体論の確実な進展に向けて、これは政府として一体的に取り組んでいく必要があるというふうに思います。

○草川昭三君 総務省の方、お見えになっておられると思いますが、義務教育について諸学校に関する行政監察というのが平成十年に行われておりますし、またその後もいろいろ問題提起をされておると思います。

この監査の内容については今から三、四問具体的に伺いますが、この平成十年の監察結果の要旨等々を拝見しますと、アンケートも大分やっておみえになるようでございますし、いじめ、不登校、校内暴力等々、いろいろな監察をやられておみえになります。こういう行政評価・監視をやられた背景について、若干古いことでございますが、まず伺いたいと思います。

○政府参考人(田村政志君) この行政評価・監視、当時は行政監察と言っていたわけでございますが、これを行いました当時におきましては、義務教育諸学校において、いじめ、不登校、校内暴力

の問題が深刻化しておりまして、平成八年七月の中央教育審議会答申において今日最も解決に向けた取組が求められている教育上の課題とされるなど、これらの問題への対応が緊要な課題となっていたわけでございます。

また、義務教育諸学校における児童生徒数は、昭和五十七年をピークにその後大幅に減少しております。それに伴って、特に都市部を中心に小規模校化が進行しており、その傾向はその後も続くものと見込まれたことから、学校規模の適正化、余裕教室の積極的利活用の推進も課題となっていたわけでございます。

このような状況を踏まえまして、この行政監察は、児童生徒の良好な教育環境の整備等を推進する観点から、いじめ、不登校、校内暴力問題が発生した場合の具体的な対応状況、児童生徒数の減少への対応状況等を調査しまして、関係行政の改善に資することを目的として実施したものでございます。

○草川昭三君 では、今の結果の中身について少し触れていきたいと思いますが、いじめ問題については、平成九年度において公立小学校、中学校において約四万件発生していたと聞いていますが、この問題についての報告内容はどのようなものであったか、お伺いをしたいと思います。

○政府参考人(田村政志君) いじめ問題についてでございますが、公立小中学校におきましては、早期発見に効果があるとされている児童生徒に対するアンケート調査、これにつきましては教師の日常観察によりいじめは発見できるといったような理由から実施しているというのが調査対象の約四割でございます。しかし、実際には日常観察による発見は困難だということでございます。

それから、学校と教育委員会、児童相談所等関係機関との連携協力が不十分であることがございました。調査対象七十三件中、未実施が五十二件、七十一という数字になってございました。

それから、学校から保護者へのいじめに関する情報の提供が不十分であるということでございます。

じめ情報を保護者に提供していない学校が、調査対象百六十五校中二十校、一二％となっているということでございまして、こういった状況が見られたことから、当時の文部省、文部科学省に對しまして、効果的な早期発見方策の実施、関係機関との積極的な連携協力及び保護者への積極的な情報提供の推進等を図るよう学校を促すことということでの報告を申し上げております。

○草川昭三君 では、その次に、不登校問題についても報告されておるわけですが、十年のときでございまして、前の、前年度というんですか、平成九年度において不登校児童生徒数が当時で十万人を超えているという、こういう前提で報告をされたと思うんですが、そこはどの程度まで踏み込んだ内容でございまして、お伺いします。

○政府参考人(田村政志君) 不登校問題についてでございますが、学校と相談・指導機関との連携協力が不十分である。例えば、児童相談所等との連携協力が未実施のものの割合が調査対象の約五割でございました。

それから、不登校児童生徒の学校生活への復帰を支援するための適応指導教室は、その運営方針、活動内容等が様々でありまして、結果として学校復帰率に大きな差が出ている状況がございました。例えば、調査対象四十一教室の平均学校復帰率は約一八％という状況でございました。

こういった状況が見られましたことから、文部科学省に對しまして、速やかに適切な相談・指導機関との連携協力の推進等を図るよう学校を促すこと、適応指導教室の効果的な運営方法、成果を上げた事例などの情報を教育委員会に對し提供することを報告しております。

先ほど、私、いじめの問題でアンケート調査を実施しているのが四割と申し上げましたが、実施していない方が四割でございまして、訂正させていただきますかと思っております。恐縮でございます。

○草川昭三君 同じような、次に移りますが、その当時、これは今でもそうですが、校内暴力問題対策も深刻になっていたわけでございますが、こ

の校内暴力問題についてどのような提言というんですか、報告をされたのか、お伺いしたいと思います。

○政府参考人(田村政志君) 校内暴力問題対策についてでございますが、校内暴力問題対策について特段の指導を行っていない教育委員会が大半でございまして、調査しました五十五教育委員会中四十教育委員会が行っていないというようなことでございました。

それから、校内暴力に對して、学校の体制整備、組織的な対応が不十分でございまして、組織的協議の場を設けている中学校が調査対象の三割弱というところでございました。

それから、学校と関係機関との連携が不十分であるというところでございまして、警察との連携実施は調査対象の四割程度という状況にございました。

それから、校内暴力が繰り返される場合などにおける学校の生徒指導などが不十分ということで、口頭指導が約八〇％、出席停止は一％弱というところでございまして、こういったことから、文部科学省に對しまして、教育委員会が校内暴力問題対策についての役割を十分認識し、更に取組を強化するように促すこと、校内体制の整備充実、実践的な取組方針の策定、関係機関との連携協力の推進について学校を促すこと、校内暴力の実態を把握し、的確な措置に資する情報を学校に提供するとともに、出席停止などの毅然たる措置を適切に講ずるよう学校を促すことといった内容を報告いたしております。

○草川昭三君 では、報告の内容の最後の方になりますが、児童生徒数の減少に應じた学校規模の適正化の推進等について触れておりますが、その点について伺いたいと思います。

○政府参考人(田村政志君) 児童生徒数の減少に應じた学校規模の適正化についてでございますが、都市部におきまして小規模校化が急速に進行しておりますが、学校統合への取組が不十分であるという状況が見受けられました。

それから、学校規模の適正化、学校統合は、小規模校の解消による教育効果の向上、併せて学校経費などの合理化にも寄与するものであるということ、それから都市部では、児童生徒の急増期に学校用地に係る補助を得て整備した学校が大半を占めておたつたわけでございますが、将来を見通しますと、この用地費に係る補助金返還問題が学校統合の隘路となるのが危惧されることなどの状況が見られましたことから、文部科学省に對しまして、学校規模の適正化について、都市部の小規模校の進行、児童生徒数の動向等を踏まえた適切な対応が積極的に図られるよう市町村教育委員会を促すとともに、各地域の取組などに資するための情報を市町村教育委員会に提供すること、学校用地取得費補助により取得された学校用地の処分に係る国への補助金返還措置の見直しなど、学校用地の財産処分の取扱いの見直しについて検討することを勧告をいたしております。

また、余裕教室の問題がございまして、余裕教室につきましては、市町村教育委員会における余裕教室の把握状況を見ますと、学校における未使用の実態及び今後の使用見込みについての確かな把握が行われていない、検討のための場すら設置していないものがございます、学校教育外の分野からの余裕教室の利活用要望の把握に努めている市町村教育委員会は少のうございまして、余裕教室の有効活用は不十分であること。こういった状況が見られましたことから、文部科学省に對しまして、余裕教室を適切に把握するよう市町村教育委員会を促すこと、余裕教室の実態に應じて市町村教育委員会における余裕教室活用計画策定委員会の活用や学校教育外の分野からの利活用要望の適切な把握に努めるなど、幅広い観点から検討を進めることにより、余裕教室の有効活用に積極的に取り組むよう市町村教育委員会を促すこと、こういったことを勧告いたしております。

○草川昭三君 いろいろ重要な問題提起をしているわけですが、やはり今日の問題でもあると思うんです。

今回取り上げました行政評価あるいは監視の勧告内容について、今後、改めて行政評価あるいは監視等で取り上げられていく予定はあるのか、あるいは、組織は大幅変わっておりますけれども、どのようなお考えか、お伺いしたいと思います。

○政府参考人(田村政治君) 現在、私どもの方は、義務教育関係につきましては、教員の養成、資質向上などに資する行政評価・監視を現在実施をしております。

御指摘のこういった暴力問題あるいは不登校問題についての問題につきましては、今、引き続き文部科学省の方で私どもの勧告の趣旨を受けまして鋭意努力をされている状況でございますので、その状況を見守っていきたくと思っております。必要な対応については、また今後検討してまいりたいというふうに考えております。

○草川昭三君 結構でございます。これで総務省の方はよろしゅうございますから、御退席ください。

それで、今の問題提起について、今度は文科省の方にお伺いをしますが、もちろん現場を文科省は直接持つておるわけではありません。地方自治体等を通じて、教育現場に今のような問題提起が反映するようにされておみえになると思っておりますけれども、しかし、いじめ問題あるいは不登校、校内暴力問題等、このような総合的な推進に對します文科省の対応というのをこの際お伺いをしておきたいと思っております。

○政府参考人(矢野重典君) 先ほど御紹介ございました勧告におきまして、いじめ、不登校、校内暴力等の問題に關しましては、学校と関係機関との連携ということ、それから学校から保護者への情報提供についての一層の改善措置を講ずる必要があると、そういう趣旨の指摘がなされたところでございまして、文部科学省におきましては、速やかに各教育委員会へ通知を發しまして、勧告の内容を周知して、それぞれの県における主体的な対応を促したところでございます。

また、我が省といたしましては、いじめ、暴力

行為に關しまして、一つは、いじめや暴力行為が許されないという、そういう規範意識の徹底を図るといふこと、さらには問題行動の早期発見、また保護者への情報提供などについて、通知や諸会議を通じて指導を行いますとともに、問題行動を起す個々の児童生徒に着目した、学校、関係機関から成りますサポートチーム作りというのを推進いたしまして、さらには出席停止制度を改善してその適切な運用について指導を行ってまいったところでございまして、等々の取組を進めてまいっております。このようなかで、いじめの発件数が減少し、また校内暴力も平成十三年度に減少に転ずるなどの改善の兆しも見られるところであるわけでございます。

一方、不登校に關しましては、平成十三年度は過去最多となるなど憂慮すべき状態が続いているわけでございまして、不登校に關しましては、これまででもスクールカウンセラーや心の教室相談員の配置の推進、あるいは適応指導教室の充実などの取組を進めてまいりましたけれども、引き続きそうした取組の充実を図っていく必要があるかと考えております。

○草川昭三君 当時の行管庁の調べなんかによりますと、今の答弁の中にも若干あるわけでございしますが、学校から保護者へのいじめに關する情報の提供が非常に不十分だとか、あるいは教育委員会等の連携が不十分だ等々、たくさん問題提言は今日でも私、生きていると思うんであります。

それはさておきまして、この勧告の二番目に、児童生徒数の減少に對した学校規模の適正化の推進という問題提起がございしますが、この点についてはこの法案にも關連するところが多いと思うんですが、どのような考えか、お示しを願いたいと思っております。

○政府参考人(矢野重典君) 御指摘の点につきましては、勧告の内容といたしましては、学校規模の適正化の推進ということと余裕教室の有効活用の推進という二点があつたわけでございまして、私どもといたしましては、その勧告を踏まえまし

て、まず学校規模の適正化の推進につきましては、市町村等の各学校教育者に對しまして、勧告の趣旨の周知を図り、適切な対応を図るよう促しますとともに、学校統合のこれまでの実績等について情報を提供いたしたところでございます。

さらに、学校用地の財産処分の取扱いにつきまして、一定の場合におきまして納付金の国庫納付を不要とするなどの、そういう見直しを行うなどの対応を取ったところでございます。

また、余裕教室の有効活用につきましても、市町村等の各学校教育者に對しまして、余裕教室をより適切に把握し、有効活用するよう促しますとともに、余裕教室の実態を調査し、その実態や活用事例についての情報をパンフレットの形で提供するなどによりまして、市町村等における余裕教室の活用を促すなどの対応を取ってまいったところでございます。

○草川昭三君 今の答弁にもあるんです、それから先ほどの勧告にもあるんですが、学校用地の財産処分の取扱いの見直しの検討というのは、もちろんこれは文科省だけでは駄目でございます、いわゆる地方の場合は地方財務局ですか、本省ならば理財局ということになりまして、大変難しい問題が山ほどあると思うんです。そういう点についても、これはどちらかといいますと文科省としては余りなじむ仕事ではなかったと思うんですが、今後は対策としては、またそれなりの専門的なポジションを是非作っていただきたいと思うわけでございます。

それから、この勧告の中にもあります負担軽減の推進について、時間がございますので、簡単でございますが、簡潔な御答弁をお願いしたいと思います。

○政府参考人(矢野重典君) 負担軽減の具体的な勧告事項としては二つございまして、一つは私立学校の設置認可手続の改善の促進でございます。また、もう一つは学校選択の弾力化措置についての周知の徹底でございます。

この二つの勧告がございまして、まず、私立学

校の設置認可手続の改善の促進につきましては、昨年三月に、私立の小中学校を含めました多様な学校の設置促進という観点から、小中学校設置基準を策定いたしました。また、各都道府県の学校設置認可審査基準等の見直しを積極的に推進するように通知や会議等において要請をまいっているところでございます。

さらに、学校選択の弾力化の措置でございますが、これにつきましては、関係者を集めた会議等におきまして、通学区域制度の弾力的運用についての周知を、趣旨を周知しておりますほか、通学区域制度の運用に関する事例集の作成配付を行っております。こうしたことを通じて市町村教育委員会等に対してその趣旨の周知を図っておりますところでございます。

○草川昭三君　じゃ、もうこれで時間があと一問しかないと思うので。

私が本日取り上げました様々な勧告については、当然のことながら、文科省はルーチンというんですか、日常業務として当然やっておみえになったわけでございます。別に勧告があったからどうのこうのという問題ではないということとは十分承知しております。

しかし、残念ながら、不登校問題等については依然として皆さん頭を悩ませている問題であり、必ずしも改善されたとは言えません。また、それが事実でございますし、我々自身も、じゃどういう方法があるのですかと問われれば、しかじかかくかくというわけにはまいりません。

それはお互いに悩む今日の問題だと思えますが、ひとつ絞って、不登校問題について今後文科省としてはどのようなお考えか、これを聞いて、私の質問を終わりたいと思います。

なお、実は奉仕活動について様々な事前の要求がございますが、時間の関係上本日は行いませんので、おわびを申し上げておきたいと思えます。

○副大臣(河村建夫君)　様々な教育問題を抱えておるわけでございますけれども、今、草川委員御指摘の不登校問題は、正に文部科学省が抱えた喫

緊の課題であり、確かに、勧告はいただきながら、むしろ増えているという現状がある。これに対しては、やっぱり相当力を入れて取り組んでいく、特に官民一体となってこれはもう取り組まざるを得ない現況にあるのではないかと、こう思っております。いろいろな対策はあるわけでありまして、特に適応指導教室の整備に対しても、これはNPOの実績を生かして、それにもう委託をするような方法も考えておりますし、また御案内のように、特区についてもこのたびNPOの参入を認めたというのも、これは特に不登校児の適応対策について実績を持っているNPOもございまして、そういうものをひとつ学校としてやっていっていただきながら、この問題にも図っていききたいという決断もいたしましたところでございます。全力を挙げて文部科学省としては取り組んでまいりたい、このように思っております。

○草川昭三君　以上で終わります。

○畑野君枝君　日本共産党の畑野君枝でございます。

今回の法案は、公立の義務教育諸学校の教職員、公立の養護学校の小学部及び中学部の教職員に係る義務教育費国庫負担金の対象経費のうち、共済費長期給付、それから公務災害補償基金負担金等に要する経費を国庫負担の対象外とするものであるということですが、義務教育費国庫負担法の目的は、その第一条で、「この法律は、義務教育について、義務教育無償の原則に則り、国民のすべてに對しその妥当な規模と内容を保障するため、国が必要な経費を負担することにより、教育の機会均等とその水準の維持向上」を図ることとされているわけでありまして、

それで、伺いたいのですが、ここで言われている「その水準の維持向上」というのはどういうことか、伺います。

○政府参考人(矢野重典君)　義務教育費国庫負担法は、国が義務教育について必要な経費を負担することによって、教育の機会均等とその水準の維持向上を図ることを目的とするものでございま

す。

そこで、同法に言います「教育の機会均等とその水準の維持向上」というのは、これはすべての児童生徒に義務教育を受ける機会を与えるということとともに、全国的に一定の教育水準を維持し向上させることを意味するものというふうに理解をいたしております。

○畑野君枝君　この点は、教員の確保ということとはどのような関係にありますか。

○政府参考人(矢野重典君)　義務教育費国庫負担法というのは、先ほど来御議論がございまして、優秀な教員を一定数、必要数確保すること、そのことを通じて国全体としての教育水準の維持向上を図るところに義務教育費国庫負担制度の趣旨、目的があるかと思っております。

○畑野君枝君　このことは、特に子供たちにとってはどのような意味を持つことになるんですか。

○国務大臣(遠山敦子君)　子供たち、つまり義務教育諸学校において教育を受ける子供たちにとつて今回の法改正はいかなる影響ぞやという御質問かと思いますが、子供たちの教育にとつて何ら変わるところはないということで、義務教育の水準確保なり、あるいは教職員の給与費をしっかりと国庫負担等で確保していくという点で何も変わらな

い。むしろ、それを維持できるということを保障するための法改正であるわけですが、ただ、同時進行的に、各地方の自主性、それから創意工夫といったようなものを可能にしていくなか、制度改正を行います。これによりまして、例えば学級編制の在り方でありまして、あるいは教員の配置について、細々とした国の規制といえますが、

り、むしろその定数を大きくして、そして地域で使いやすくなる等のことを援用することによりまして、子供たちにとつてよりよい教育に少し近づいていく、そういう契機となる法改正になると思えます。

○畑野君枝君　その前に確認させていただきたいんですが、その教員の確保ということ、そのこ

とが特に子供たちにとつてどのような関係、意味があるのかという点ではいかがでしょうか。

○政府参考人(矢野重典君)　教育は、基本的には子供たちのためのものでございまして、子供たちが優れた教育、また優れた水準の教育を受けることが大事であるわけでございますが、そのための教育条件として様々な条件があるわけござい

ます。その最も大事な条件の一つが教員の問題でございます。そして、その教員の問題として、その要素としては、教員の質と、また言葉は悪うございませけれども量、一定数の教員を確保すること、これが子供をめぐる教育条件を形成する大変大事な要素であろうかというふうに考えております。

○畑野君枝君　そうしますと、大臣からは何ら変わることはないというふうな御答弁があったんですが、私はその点についてもう少し伺いたいんです。

子どもは権利条約の第三条一で、「児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによつて行われるものであつても、児童の最善の利益が主として」、あるいは詔語によつては第一義的に考慮されるものとするとなっております。しかし、一九八五年、これは資料をいただきましたけれども、調査室の資料の中にも、一九八五年をピークに教材費、旅費が国庫負担の対象から外されて以来、負担対象は減らされております。

こういった問題は、子供らにどういふ影響があったのか、あるいは子どもの権利条約で言う児童の最善の利益という点で考慮されているのか、この点についてはいかがでしょうか。

○政府参考人(矢野重典君)　具体的に一般財源化された教材等についての御指摘がございましたから、まず私の方からその点について御説明申し上げます。

教材費については、御案内のように、昭和六十年度以降、実績を踏まえた交付税措置が行われて

いるところでございますが、直近の平成十二年度、交付税措置に対する地方公共団体における予算措置状況を見ますと、交付税措置額に対して約九割の予算が措置されているという状況でございます。

また、旅費につきましては、これも一般財源化されました昭和六十年以降の状況を見ますと、これは支給実績を踏まえた交付税単価により積算されておりまして、必要な地方交付税措置が行われておりまして、おおむねその交付税措置額に見合う予算が現実に確保されているところでございます。

これらの経費につきましては、地方交付税による所要の財源措置が行われまして、地域の実情に応じて、私どもとしてはおおむね適切に予算措置をされているというふうに考えておりまして、そういう意味で特段の、学校教育の円滑な実施に特段の支障はないというふうに承知をいたしているところでございますけれども、今後とも私どももいたしましては、引き続き計画的な教材整備が図られますように指導してまいりたいと考えているところでございます。

○畑野君枝君 この点では、義務教育費国庫負担の問題で、戦後最初の教育白書と言われる「わが国の教育の現状」、「教育の機会均等」を主として」というこの中で次のように書かれているわけですね。

例えば教材費について、「教材とは、教育のために必要な設備・器械器具および図書であり、教材費についてはいろいろな考え方が立てられようが、一応現在のところ教材の年々の減価償却費である」というふうに言っているわけです。

ですから、当時として言っているのは、義務教育無償の原則に立つ私費負担を公費負担に切り替えるため、教材費増額へ努力することは我々、これは文部省のことですが、の課題であるというふうにされてきたわけです。教材費の例ですけれども、子供や教育現場をよく調査して自己分析をしてきたというふうに思っています。

この点で、今回の削減案でございますけれども、民間の厚生年金に相当する共済長期給付、労災補償に相当する公務災害補償、合わせて約二千二百億円削減するというふうになっております。

文科省としては、経済財政諮問会議や三閣僚の会合で、この削減が子供と教育現場への影響がどのようなものかという点を調査して削減案を提案されたのか。この点では、子どもの権利条約の中にもある、「行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が考慮されたのか、主としてあるいは第一義的に考慮されたのか」という点で伺いたいと思います。いかがですか。

○政府参考人(矢野重典君) 今回、一般財源化いたします共済長期給付と地方公務員災害に係る経費につきましては、これはかつて昭和六十年に一般財源化されました教材費や旅費と性格を、経費の性格を異にしております、と申しますのは、これらの経費につきましては、仮に一般財源化して、用途について自由に使えるお金といたしまして、この法律に基づきまして各都道府県は必要な積立金を行わなきゃなりませんし、また法律に基づきまして必ず現行どおりの支給をしなきゃならないものでございます。

したがって、この二つの経費を一般財源化いたしましたとしても、現場、現場と申しましょうか、実際の共済長期給付の積立や、あるいは共済長期給付の支給につきましては現在と何ら変わることはない、そういう状態が、状況が確保されるというふうになっておりますし、また併せて、この経費につきましては、かねてから御説明申し上げておりますように、全額必要な財源措置が講じられておりますので、そういう意味でこうした経費の執行につきましては、何ら財源上、財政上の問題はないというふうに考えているところでございます。

そういう状況の中の今回の、そういう状況を踏まえての一般財源化の措置であるということ御理解をいただきたいと思います。

○畑野君枝君 その点で、地方負担分についてはどうですか。

○政府参考人(矢野重典君) 今申し上げましたように、この両経費の財源、必要な財源措置につきましては、全額、地方特例交付金と地方交付税によつて全額措置されている。つまり、財源措置としては全額されたわけでございますが、一方、その負担につきましては、細かいことは申しませんが、国が八分の七を負担し、残りの八分の一を地方が負担するというところになっているわけでございます。そういう意味で、国と地方との、国と地方との全体の財源調整の中でそういう負担割合が、国と地方の財源調整をする中で調整が整えられたというふうに理解をいたしております。

○畑野君枝君 後でも議論しますけれども、つまり今回、地方負担分は新たに増えるわけですね。これは回り回れば地方財政を圧迫することにもつながる、あるいは今地方独自で非常勤講師を採用して少人数学級、三十人以下学級を実施しているところが増えているわけですね。私たちの「しんぶん赤旗」の三月二十三日付でも独自調査を載せておりますけれども、二十九道県二政令市で二〇〇三年度計画では少人数学級を進めるというふうになっているわけですね。

これは地方がやればよいということではなくて、正に先ほど全国的というふうにもおっしゃいましたし、あるいは教育の機会均等、あるいは教員の質とあるいは量の確保という点でいえば、これは地方任せにしないで国がちつと定数改善を行っていくと、三十人学級などにしてほしいという声はずっと上がってきたわけでございます。

それは、正に地方任せ、そして地方の負担がそういう点では新たに増えるというふうな、そういう点での子供の現場を私は見ないものだ、関係がないどころか、大いに関係があるというふうな私は言わなくてはならないというふうに思います。

また、厚生年金や労災補償の問題ですけれども、これもやはり安定してこそ十分な教育ができると

いう点でありまして、一九六六年の「ILO・ユネスコ 教員の地位に関する勧告」の中で、教員の給与等待遇については、「教職における雇用の安定と身分保障は、教員の利益にとって不可欠であることはいままでもなく、教育の利益のためにも不可欠なもの」だというふうに言ってきたわけでございます。

教員を大切にすることが子供の教育につながるという点からいっても、文部科学省の今度の対応は、教育の条理という点からいえば、これを投げ捨てるという方向になるというふうに私申し上げたいと思います。

そこで、そもそものこの義務教育費国庫負担法の成立過程でございますけれども、この点についてはどのように御認識されておりますか。

○政府参考人(矢野重典君) 現在の、昭和二十八年の負担法の成立過程ということよろしゅうございますでしょうか。

御指摘のとおり、この義務教育費国庫負担制度は、戦後一つの経緯があるわけございまして、戦後の一時期、シャープ勧告によりまして地方財政平衡交付金制度に吸収されたわけございまして、それが以下申し上げるような理由でもって昭和二十七年に復活制定されたわけでございます。

その理由の一つは、地方財政平衡交付金の額が国の財政状況に左右されたことから、教員給与費が地方財政に大変大きな圧迫となつたということが一つございまして。それからまた一つは、各都道府県間の教員数の不均衡が著しくなつたこと、こういう理由から義務教育における財源の安定的確保を図るために国庫負担制を求める世論が高まる、そういう中で昭和二十七年に義務教育国庫負担法が復活を、制定されて、翌二十八年から現在の国庫負担法が施行されると、そういう戦後の経緯があるわけでございます。

ただ、この点について一言申し上げておかなければならないのは、先ほどこの復活の理由として各都道府県間の教員数の不均衡が著しくなつたという点を申し上げましたが、この時期におきま

しては、この教職員数の不均衡が生じた背景には、現在と異なる当時の状況として、いわゆる義務標準法が制定されていなかった、その当時は制定されていなかったわけではございます。その教員配置の基準というんでしょうか、標準というか、そういう制度がない状況の中でのこういう教職員数の不均衡が著しくなったという、そういう事態が生じた、それが一つの復活を求める理由になったということだというふうに理解をいたしていただいております。

○畑野君枝君 お話がありましたように、シャウブ勧告によっていったん廃止された義務教育費国庫負担制度が、その後の地方からの声によって、一つは地方財政平衡交付金の額がその時々々の国の財政状況に左右されて年度わずかな増加にとどまった、教員給与費が地方財政に大きな圧迫を与え、ことになった、また各都道府県間の教員給与の不均衡も著しくなると、こういうことでございます。これは私も文部省の「学制百二十年史」を読ませていただきました、ちゃんと載っております。

それで、しかし、昨年の八月三十日の経済財政諮問会議では、国庫負担削減と同時に公立学校教員給与についての国立学校標準制度の廃止による各都道府県の自主的決定も提示されております。この点で、各都道府県間の教員給与の不均衡が起ることを容認する方向にあるんですか。

○政府参考人(矢野重典君) 少し御説明をさせていただきます。まず御説明をさせていただきます。公立学校教員の給与につきましては、地方の権限と責任を拡大する、そういう観点から、このたびの国立大学の法人化に伴いまして、それを受けて国立学校標準制度を廃止をいたしまして、それぞれの県が教員の給与水準を主体的に決定できるようにしております。そのことを内容とする国立大学法人整備法を整備法として国会に提出をいたしていただいております。

他方、各県に自主的に決定できるようにするということとともに、同法案におきましては、教員

の職務と責任の特殊性に基づく現行の教員給与体系の基本は私どもも維持することとしておりまして、具体的には、人材確保法の規定は維持するということが一つございます。それから現行と同様に、義務教育等教員特別手当等の諸手当を支給するための必要な関係規定を整備することとしておるわけでございまして、こういうことを通じて、私どもとしては、各都道府県における教員の給与につきましては引き続き必要な水準が保たれるというふうに考えているわけでございまして。

ただ、今回の改正は、先ほど御指摘がございましたように、地方分権という観点から、各県が地域ごとの実態を踏まえて教員の給料やまた手当の額を主体的に決定できるようにするものでございまして、その結果として各県ごとにその給料や手当の額に違いが生じることもあると思われるわけでございまして。

ただ、その場合でも、御理解をいただきたいのは、教員の給与につきましては、先ほど申し上げましたように、人材確保法に基づき優遇措置を講じるということが一つの条件でございます。また教員の給与は、先ほど申しましたが、その職務と責任の特殊性に基づき定められるということ、つまり教員特有の諸手当は現行どおり維持されるということ、かつまた、地方公務員一般の原則として、国立学校標準制度は廃止いたしますけれども、地方公務員一般の原則として、職員の給与は国や他の地方公務員の給与等を考慮して定められなければならない、そういうルールがあるわけでございまして。

そういうことを前提として、そういうことを、そういう条件をきちんとクリアしていただければ、必要な教員の給与水準というのは私どもも維持できるというふうに考えておりまして、その上で、そうした条件をクリアした上で、その上で各県ごとに差異が仮に生じたとしても、それはやむを得ない差異であるというふうに私どもは考えております。

○畑野君枝君 これはもう本当に大変な問題をはらんでいると思えます。つまり、教員給与についてシャウブ勧告以来の見直しを文科省が提起したと。本当に歴史の教訓を見ない大問題だというふうに私思います。

国立大学法人化の問題にかかわって一言申し上げますと、非公務員化ということが法案の中で言われております。正に、研究、教育、大学の本当にかねになる問題そのものも崩壊していくこと。それにこれも連動するということな形で、いろいろおっしゃいましたけれども、しかし差が出て、それはしょうがないと最後はおっしゃると。本当にこれはもう重大な問題だというふうに私申し上げたいと思います。

それで、結局、事実上日本を動かしているといましようか、経済財政諮問会議で議論したものが小出しになって、法案になって、芽出しになって出てくるということじゃないのでしょうか。よくインフレターゲットと言いますが、教育ターゲット、正に教育がねらい打ちにされてきているんじゃないでしょうか。

私は、大臣が義務教育の根幹を維持するというふうにおっしゃいますけれども、そういう点では文部行政の根幹に穴を空けるということになるんじゃないかと思えますが、いかがですか。

○国務大臣(遠山敦子君) 義務教育の質の確保、そして優れた教育を展開して、日本の未来を背負う子供たちがしっかりとした学力、豊かな心、そしてたくましい体で育っていくために義務教育というのはいくつの礎に相当すると思っております。

その義務教育を支える教員の皆さんの給与について国がしっかりと負担をしていく、この制度というものは決して揺るがしてはならないというふうに思っております。たとえ国の財政状況、様々な本当に困難に直面いたしておりますけれども、だからこそ教育、特に義務教育の国庫負担というものを堅持していく、これが単に我が省にとつての必須課題であるだけではなくて、そのところをもし崩せば日本の将来は誠に、何といいましょ

うか、脆弱なものになるというふうに私は信念を持ってこの問題について取り組んでいるところでございます。

○畑野君枝君 NEA、全米教育協会の報告というのがあります。二〇〇二年の十一月二十一日付けの「USAツデー」にも載っております。私も図書館からこれを引かせていただきましたけれども、そこで二〇〇一年のアメリカ公立学校教員の給与年額というのがあるんですね。手当は別なんですけれども、州ごとにありまして、一位は二〇〇一年がカリフォルニアなんです。そして、一番下がサウスダコタ州なんです。それはもう一位の六三%というふうな最下位は差になっているわけですね。州によっても本当に大きな差が出てきている。

しかし、我が国では、県立学校は言うまでもなく、公立小学校、中学校の教員も県費負担教職員ということで、いろんな財政的な差が地方であっても教員給料については、教員給与については心配する必要はないということで文部科学大臣も言われた教員を確保するということができてきたわけですし、その県費の半分は国庫から支出されるということでも全国的な水準を作ってきたという利点があるわけです。

私、こういう点ではアメリカよりも優れた制度じゃないかと思うんですが、いかがですか。

○政府参考人(矢野重典君) とりわけその中で人材確保法というのは大変世界に誇れる制度だと思っております。

今だから申し上げられますけれども、この問題につきましても、やはり経済財政諮問会議におきまして大臣大変御苦労いただきましたが、これはもうやめるべきだという大変強い意見もあつたわけでございます。大変強い強硬な意見もあつたわけでございますが、人材確保法の持っている趣旨、ねらい、正に義務教育における、義務教育についての国の責任ということを考えた場合にこれは絶対に死守すべきだということを大臣は強く主張されて、率直に申し上げまして、そうした批判や要

求に対してそれをね付ける形でこの制度を少なくとも今日までは維持することができたわけでございますので、私どもとしては、そういうことも含めて、そういうことも含めてこの義務教育国庫負担制度についての見直しを進めていっているという点については是非御理解をいただきたいと存じます。

○畑野君枝君　しかし、昨年の十二月十八日の三大臣合意、いただきましたけれども、一つ目の中身の中では、先ほど申し上げました「平成十六年度において公立学校教員給与についての国立学校準拠制を廃止するとともに」、「義務教育費国庫負担制度の改革（例えば定額化・交付金化）」のための具体的措置を講ずるべく、所要の検討を進める。」となっておりますし、二つ目には、「改革と展望」の期間中（平成十八年度末まで）に国庫負担金全額の一般財源化について所要の検討を行う。」となっておりますし、三つ目には、「退職手当、児童手当等に係る部分の取扱いについては、関係省庁間における継続検討課題とし、平成十六年度予算編成までに結論を得る。」というふうになっているわけですが、この点どうなんですか。

○国務大臣（遠山敦子君）　その合意は三大臣の間で定められたものでございますけれども、私としては、大事なことは、特に第二のところを書いてございます。今、委員はあえてお読みになりませんでしたが、義務教育費に係る経費負担の在り方については教育改革の中で義務教育制度の在り方の一環として検討を行うということでございます。これは私他何よりも大事に考えているところでございます。単なる財源論等の角度からではなくて、教育改革の中でしっかりと位置付けていくということでございまして、その余の点につきましましては、私どもとしては、見直しのことで地方分権なりあるいは制度の弾力化ということで協力できることは協力いたしますけれども、根幹については譲らないということはこの中でしっかりとらえて、今後の在り方についても考えていく、そういう所存でございます。

○畑野君枝君　三番目についてはいかがですか。三番目について。

○国務大臣（遠山敦子君）　これは、ですから、とにかく年度末といえますか予算編成までに結論を得るということでございますので、まだこれは先ほど申しましたように私は仕切り直したと思っております。その時点における様々な条件をよく考えて、特に他の補助金、負担金をどう取り扱うかというふうなこともしっかりと見ながら、私としてはこれについて対応をしていく必要があると思っております。

○畑野君枝君　その点については、これまでも地方財政法第十条で、「地方公共団体が法令に基づいて実施しなければならない事務であつて、国と地方公共団体相互の利害に關係がある事務のうち、その円滑な運営を期するためには、なお、国が進んで経費を負担する必要がある次に掲げるものについては、国が、その経費の全部又は一部を負担する。」ということと義務教育職員の給与等を言ってきたわけですね。ですから、今回、法に、一条にあります「維持向上」という点では、やっぱり向上に反するものだと思います。私は、最後に伺いたいと思っているのは、その点で先ほど申し上げました地方負担についてでございます。

私、結局、その芽出しという政治決着のために地方に借金をツケ回したんじゃないかというふうに思うわけなんです。結局、三兆円問題がいろいろと焦点化しましたけれども、平成十八年度までに約五千億円の段階的な削減で決着という形になって、そして、意見が一致しない下での三大臣合意での二千二百億円の削減という芽出しになったということだと思ふんですけれども、この約二千二百億円、今回の削減のうち、地方負担となるのはお幾らですか。文科省。

○政府参考人（矢野重典君）　改めて負担対象経費の見直しに伴う財源措置について御説明いたしますけれども、二分の一を地方交付金、また残りの二分の一を地方交付税により負担金の全額に

相当する地方財源が確保されることになっていくわけでございます。

このうち、地方交付税の財源につきましては地方交付税特別会計において借入れを行ひまして、その償還は後年度負担となるわけでございますが、その償還費について四分の三を国が国庫負担をし、四分の一を地方負担とされているわけでございます。

したがいまして、地方特例交付金及び地方交付税合わせまして国が八分の七、地方が八分の一という負担になるわけでございますが、その場合の地方全体の負担分の償還費につきましては、これは私どもの理解では、個々の都道府県の歳出により負担するものではなくて、国の交付税特別会計全体の中で財源を負担する仕組みであるというふうに承知をいたしているものでございます。

○畑野君枝君　総額、幾らですか。

○政府参考人（矢野重典君）　したがいまして、二千二百億円の八分の一でございますから、約三百億円弱でございますでしょうか。

○畑野君枝君　じゃ、総務省に伺いますが、その三百億円は将来国民の負担になるんですか。

○政府参考人（岡本保君）　お答えをいたします。先ほど来お話でございますように、今回の一般財源化に伴いますものにつきましてはその八分の七を国が負担するといふ、過去の一般財源化に伴います例のない高率の国の負担といたしております。

残りの八分の一につきましては地方負担、二百九十三億円でございますが、この借入金につきましては、交付税特別会計の借入れでございますので、今後、平成三十年度までの十五年間にわたりますして元利償還を行っていくこととなっておりますが、その償還財源につきましましては、毎年度の地方財政の対策の中で必要な額を、交付税の必要額を確保するといふ形で対処をしていくという考えでございます。

○畑野君枝君　そうすると、結局国民の負担になるということなんです、この法案がなければこの負担はなかったわけですね。

○政府参考人（岡本保君）　今回の一般財源化といふことを行うということとでそのような形になっているわけでございます。

○畑野君枝君　そういうことだということですか。

そうしますと、三月七日に衆議院の本会議で片山総務大臣が、二千三百億円ぐらいで税源移譲だとか税源配分の在り方を見直すというのとはなかなか難しい、やはり兆単位にならないといふふうに答弁をされております。参議院ではそこまでは本会議では御答弁されていないわけですが、兆単位といふふうになりますと、文科科学省の言う根幹にまで手を付けないといけなくなるというふうに思いますけれども、どうですか。

○政府参考人（岡本保君）　正に、先ほど来文科省の方からお答えをいたしますように、昨年の十二月の三大臣合意に基づきまして、今後いろんな観点から検討がなされていくものというふうにご存じしております。

○畑野君枝君　文科省はいかがですか。

○国務大臣（遠山敦子君）　これはこれからいろいろな角度から検討してまいりたいと思ふべきけれども、私は、決意をいたしまして、十何兆円、二十兆円近くある負担金、補助金の中で、義務教育費国庫負担金についてのみターゲットにすることは大変な誤りだと考えております。これ以上、私としては譲れないというのが本心でございます。そういうことをするのであれば、他の補助金、負担金はどうなのかということもしっかりと考えた上でやっていく必要がある。

で、仮に、仮に何か協力するということがありまして、決して地方に負担を転嫁しない形で行くこと、同時にそれぞれの教員の給与というものがしっかりと形を裏打ちされていくこと、これはもう必須でございます。

それより何より、年末までの間での合意といふものは、より広い視野に立った日本の財政の在り方、地方の財政の在り方、税源の在り方とい

う広い角度で論じられるべきものだと考えておりまして、狭い教育費、もうほんの貧弱なとも言えるような教育費のみをターゲットにするというようなことは決して許されないというふうに思います。

○畑野君枝君 終わります。

○山本正和君 もうしばらく御辛抱を願いますが、質問に入る前に、有村委員から御発言のありました週刊新潮の件ですが、これは読まれたら質問されるのが当然だと思うんですね。当然、ああいう、こんなことがあっていいのかと思うのは当たり前ですから、御質問については私も大いに結構だと思っておりますけれども、局長の答弁がどうも心配なんです。

私も、実は週刊新潮を読みまして、こんなばかんなことが三重県で行われていたとしたら三重県民の恥だと思っております。だから、直ちに調査したんです。そしたら、事実はありません。記事は、流れは、流れの中に幾つかの事実はありますけれども、いわゆる地方公務員法違反、公選法違反、あるいは教育公務員違反というふうな、そういうものはないんです。これは、調べましたし、それから三重県教育委員会に対して直ちに、三重県教職員組合から、こういう記事が載ったけれども、このとおりですという大会の議事録、テープも含めたものを報告いたしました。そこで、三重県教育委員会は、十分に調べて、こういう事実はないということをはっきり確認をしておるんです。

ところが、先ほどの答弁では、あたかも地公法違反、公選法違反、教員がやってはならないことをやっているようなことについて今から調査をしますというふうな聞こえただけけれども、調査の結果は、本当に調査されたんですか。それとも、今からするとかいうのか、報告を受けているのか、その辺はどうですか。

○政府参考人(矢野重典君) この三月十八日に週刊誌において御指摘のような報道がありましたものでございますから、私どもとしては、三重県教育委員会からまず事実関係の確認について尋ねた

ところでございます。

三重県教育委員会からの報告によりますれば、週刊誌に記述されているような事実について確認することは難しいと、難しいと、そういう報告を受けたわけでございます。ただ、三重県としては、そういうあの週刊誌に報ぜられるような、仮にそれはうわさであるにしても、そういう、何というんでしょうか、動揺というんでしょうか、そういう声がある。そういう状況の中で、事実は確認できないけれども、そういう声があるという状況の中で、きちんとした対応を取る必要があるというふうな私ども判断いたしました。私どもとして、適切な対応をするようにというのを受けて、三重県教育委員会としては、翌十九日に改めて服務規律の確保についての指導通知を发出したと、こういう経緯でございます。

○山本正和君 それだったら、やっぱりああいうことは確認できないという報告が三重県教育委員会からあったわけですね。

しかしながら、こういうことが起こってはいけないからということで更に戒めの通知を出したと、それなら私もそれで結構だと思うんですね。そういうふうなことに聞こえなかったものだからね。その後、三重県教育委員会側から、こういう新聞記事があったんだけれども確認できないというふうな報告があったと聞こえなかったものだからね。そこだけちょっと確認しておきます。私も、本当にこういうことをやったら大変だと思います。

特に心外なのは、三重県教職員組合が皆、教育長も、県の教育長も何もかも決めているんだと、三重県教職員組合出身の者が教育長をしていると、こんな記事があるんですけれども、三重県の場合は九八%の教員が全部組合員なんです。自民党の代議士や県会議員の子供もみんな組合に入っているんですね。そういう中で、校長先生に皆なついていきますし、あるいは校長から場合によっては教育長になる人もおるんですよ。しかし、そんなことをもってあげつらつてやっていったら、結社の自由とか、あるいは組合を作ったらいけないとかいう、結社そのものを認めぬというふうな発想になつていくんですよ。

だから、その辺は私はひとつ、特にこれは文教委員会ですから、私の方から申し上げておきますけれども、文部省としても私は恥ずかしいと思う、あんなこと書かれたら。遠山敦子大臣、どうするのなんて書かれてね。そんなばかげた事もないですよ。これは有村委員が言われたとおりだと私は思うんですね。だから、やっぱりきちっと調査をして、こういう事実があるのかないのか、なかった方がいはいと思っております。これだけまず冒頭に申し上げておきます。

それから、質問に入りますが、実は私も、先ほどからずっとお話がありますので、文科省がいろいろと取り組んでこられた経過あるいは大臣の決意その他ずっとお聞きしておりますから、なるべく重複しないように進めたいと思うので、ちょっと質問の順序を変えますが、御了解願いたいと思っております。

義務教育費国庫負担金というこの制度は、これはもう明治の時代からいろんな議論があって、そして大変な先輩の苦しみの中で文部省が重大な決意を持ってこれに取り組んだということだろうと私は思っておりますけれども、それはどうですか。

その辺は、大臣からでも副大臣からでも結構でございますが、政治家としての立場でひとつお述べいただきたいと思います。

○国務大臣(遠山敦子君) 国の基の義務教育、これをしっかりとしたものにしていくために、義務教育費国庫負担制度というものを成立させ、実現させ、維持し、確立させていったこの経緯につきましては、様々な方々の大変な努力があったと思います。それぞれの方々のその努力の背景には、日本の国を思い、日本の将来を思い、そして良い教員を得て、良い教育を実現したいという高い理想の下にこの制度というのは作られたと思えます。それぞれの個々の名前を言ったり、歴史的なあ

れというのはちょっと場にふさわしいかどうかはあれでございますので省略いたしますが、そういった方々の熱意、尽力の結晶であるというふうには私は受け止めております。

○山本正和君 実は、皆さんにまたお配りさせていただいた大瀬東作という人の、これは三重県の県史にも出てきますし、教育史にもいろいろ出てまいりますし、要するに義務教育国庫負担ということをして国に対して要求して、明治から大正にかけて大変な苦勞の中で取り組まれた方です。

そして、本当に人間としても素晴らしい方で、全国の町村会の副会長をされて、このことが実現するや直ちに引退されて田舎へ帰られて、田舎で本当に素晴らしい生活、もう人間として本当に尊敬できる、自然に頭が下がるような方なんですけれども、その方が一生の自分の力をささげて作ったのが義務教育国庫負担であるというふうな私どもは教わってきたんです。

それから、それらの、何といましようか、先ほど校長先生の話が出ましたけれども、私はやっぱり昔の明治時代の国の方針というのは、この国は教育によってきちっとしたものを作らんとした。したがって、歴代の文部大臣も大変な思いで取り組まれたし、したがって、まずそれがおやりになったことは、人材が必要なんだと。だから、師範学校を作るんだと、あるいは高等師範学校を作るんだという形で、本当に人材中心でやっていくという中で、そのこと、そういう国の流れと合わせて、大変な明治で貧しい国だったにもかかわらず、義務教育国庫負担というところに取り組んでいったんです。私は、これは日本の国の誇りだと思っておりますね、これ。

ところが、これが分権推進会議とかあるいは構造改革でいろいろ議論されている中で、ちょっと総理が間違っただんじやないかと私は思っております。

実は、去年の暮れに、私は元総理の、いや、前総理の森さんと話したんですよ。あんな、長い間文教やっていて、これどうなったのと言って。そ

うしたら、彼は、絶対に根幹は変えぬ、義務教育守りますと、しかし今の流れがあるから、総理にいろいろこれ今から説明していきながらでも、それは義務教育国庫負担を守り抜きたいと、こう彼は言っているんですよ。

そういうのが、ところが、議論の流れを見ていくと、国庫負担、負担金、補助金をなくして、国の財政を軽くする、地方に譲るんだと、こう言っているけれども、実際は地方に譲ろうと譲るまいと交付税でやるのは同じことですよ。しかし、そういう中で、こういうことが議論されているか、私も心配して調べてみた。

そうしたら、地方財政法の十条ですよ、負担金というのは。十条の一、二、三、四と、こうある。それから、地方財政法の国が負担すべきものというのは、法令によって国が責任を持たなきゃいけないもの、これは負担金なんです。補助金というのは地方の自治体の必要に応じて国が補助する、法令に必ずしも準拠しない場合もあるんですよ。だから、法律に基づいた負担金と、国の義務だという形で置いてある負担金、その第一項が義務教育国庫負担なんです。以下、厚生省関係のがずっと並んでおるんですよ。建設省のもありますよ。

そうしたら、今度こういう負担金、補助金でこれを切り取って、そして国を楽にするんだということを書いておきながら、削ったのはどこだと思たら、第一項では義務教育国庫負担だけなんだ。ほかの負担金、一切手を付けていないんだ。私は、これはよう文部省は黙っておったなと思つた。私だつたら、もう歴代の文部大臣全部招集してでも、官邸へ押し掛けますよ。こんなことをされていいんかというのが私の思いです。率直な。なぜ、みんなで立ち上がらなかつたんですか。これ。我が国のすばらしい伝統なんです、これは。

だから、先ほどの大臣のお気持ちはよく分かりますよ。今からちゃんと仕切り直すんだというお気持ちは分かる。こんなところまで追い込まれるというのはね、私は正直言つて、自民党文教

族の偉大なる恥だと私は思っている、これ本当に。そういう、本当にこれ、こんなことで、負担金がたくさんある項目がある、十何項目あるんですよ。一番始めに義務教育国庫負担というのがあつた。そのものには手を付けていない。見て、これで果たしていいのと言われたら、負担金ありますよ、いろいろ。

しかも、歴史的にも、明治期から大正、昭和にかけて、しかも昭和の占領軍の命令で国庫負担が切られたんだ。切られたものをまた必死の思いでみんな復活したんです、二十八年に。そんな日本の国のこの歴史の中で、近代日本の一番大切な部分があつたこととされているのかというのが私が一番腹立つて仕方がない。

そういう私の気持ちを含めて質問いたしますが、政府の中で義務教育費国庫負担制を廃止するという主張はいつから、だれが言い始めたのか、これをお聞きしたいと思います。

○政府参考人(矢野重典君) 義務教育国庫負担制度につきましては、これまで国と地方の役割分担、あるいは費用負担の在り方等の観点から、昭和六十年以降、負担対象経費、負担対象経費についての見直しを行つてまいつておるところでございます。そういう負担対象経費について見直しを行つてまいつておるところでございますが、制度そのものの廃止についてこれまで政府内で議論が行われたことはございませんで、今回そういう意味では、制度そのものの廃止あるいは全額一般財源化ということが組上に上つたのは今回が初めてのことで、はなからうかと思つております。

○山本正和君 今回やつたのが、だれが提案をして、どういうことが行われたというのを聞きたいんですよ、どうもね。

今までは、何があつても、いわゆる給料、諸手当、退職手当、これが出発点、大正七年ね。それから昭和十八年に旅費を加えたんです、それに。さらに、昭和二十八年に今度は教材費を加えた。そし

て、だんだんに増やしていつて、恩給費、共済費、あるいは公務災害補償金と、こういうものをずっと加えていつて、児童手当もされました。こういう長い歴史がある。

その中で、削つてきたけれども、とにかく平成、いや、昭和六十年から見直ししようという議論になつた。ここから減らしていつたといつても、根幹部分には絶対手を付けさせないというのが根拠だったはずなんです。そして、平成十五年の段階でこの共済費と公務災害費を取る。結局、そうすると、昭和十八年の段階に戻ることになる。児童手当が乗つてきますけれどもね。

そんな、こういう実態の中で、だれが一体これを、こういう義務教育国庫負担から五千億という金削れとかね、まあしかし二千億なら堪忍してやろうとかいうふうな話になつた、これは私は不思議で仕方がないんですよ。だから、今度の改革で、これをどなたが文部省に削れと言ひに來たのか、だれの出発点で言つたのか、それを聞かせていただきたいと思ひます。

○政府参考人(矢野重典君) 全額一般財源化あるいは制度そのものの廃止ということについて言いますれば、一つは、地方分権改革推進会議が六月に中間報告をいたしました。その中で、これは将来的とございましたけれども、将来的という留保はございましたけれども、一般財源化の検討ということを分権会議の中間報告の中に指摘されてございまして、その指摘は最終報告まで残っているわけでございます。

それから、他方、今回の問題についてのもう一つの検討の舞台でございました経済財政諮問会議におきまして、だれがということではございませぬけれども、先ほど申しました政府全体の中で議論の一つとして義務教育国庫負担制度の一般財源化ということが議論の組上に上つたところでございまして。

○山本正和君 今の局長のお話で、いろいろ言つておりますけれども、中身を見ると、義務教育国庫負担制度の見直しに関連する具体的措置に入る

前に、どういう発想であるかというのが出てくるんです。その発想は、地方の裁量拡大の観点から定額化、交付金化に向けた検討に直ちに着手すべしと、こういう言い方をして、そして、その前にもずっとこうせいあせいと云つていたのが、この言葉が大変一番引掛かるものでね。

そうすると、文部省というのは教育から、義務教育から手を引けということなんです。読み取れぬことないんです、これ。文部省は、義務教育についてはもうみんな地方に任せて、やりませんと。国がそういう方針になつてきたんかというふうなすらすら読める、この流れがね。

しかし、私が思うのは、日本の国が今日あるのは、義務教育を必死の思いで守つてきたからだと思ひます。私は、それに対する、今日は草川委員からのお話もありました。教育論が欠如した構造改革なんです、これは。こんな、しかも、あの企画部長をした方で、あのときから知つておるからね。あんた一体何なんだと、私聞いたんですよ。そんなもの、先生、できませんよと初め言つたんですよ。義務教育国庫だなんて手付けられぬですよ。いつの間にか手を付ける張本人になつたというので、これは私はまた聞かぬにやいかぬと思つておるけれども、今度は、明日は予算の審査だからね、何ならひとつ総務大臣も呼んででもやらにやいかぬと思ひます。

こんなもの、私は許せぬと思ひます、正直言つて。文科省は、もう死に物狂ひになつてこいつだけはたたきつづ、義務教育費国庫負担に手を付けようとするくらゐには闘ひ抜くと、こういうことになつてはしと私は思ひます。

それで、これは私は前、随分長い間、自民党の文教族の森山欽司さんなんかともいろいろけんかもしてきたですよ。それでも今や無所属になつておるけれども、藤波さん辺りには随分無理言つて議論してもらつてきたですよ。しかし、よもや天下の第一党たる自民党が、文教族というものもあつて、ようこんなもの黙つていたな、これは

う私は思えてならないんですよ。

これはひとつ河村副大臣、どうですか、党内でこういう議論なかつたんですか、本当の話は。

○副大臣(河村建夫君) 私は、副大臣に就任する前に招集ありまして、森元総理を中心この問題

については断固根幹を守つていくということ

を文科省に對しても、この根幹をきちつと守ると

いうことは、きちつと我々も申入れをしたところ

でありまして、それを受けてぎりぎりの閣内のい

ろんな動きを見て大臣決断をされたというふう

思つておりますから、その根幹を守ると先ほど

から大臣も申し上げておる、この姿勢というものは、

これはもう、今おっしゃつたことは十分踏まえて、

また大臣も事の重要性を改めて、皆さんの御意見

も聞きながら、これはもう一回仕切り直しの問題

だという思いに至つておりますので、この点につ

いては十分配慮していきたいと思ひます。

私もびつくりしたのは、人確法なんて、何で教

員の給料が高いんだなという議論が行われたと

聞きましてびつくりしたわけでありまして、これ

は問題だと私も思つておるわけでありまして、

○山本正和君 本当に大臣、副大臣お二人とも、

十分御理解だと思ひますし、信念を持つておやり

になると思ひますので、それは私もひとつ是非頑

くならぬと、大変な思いで彼は取り組まれたん

です。それで、自民党内でも様々議論がある中で、

大変なお金が掛かつたんですよ。それでもおや

りになった。そういう政治家の思いというもの

は、なくちゃいけないと思ひますよ。

私は、ところが小泉さんが総理になつたときに

米百俵言つたもので、これはすばらしいと思つた

んです。きつともう教育にどんと金をほうり込ん

でもやると思つたら、教育だけ削つてゐるん

です。よ、この負担金の中でね、今度の改革は。これは

本当に私はもう情けなくて仕方がないんだけれど

も、これは、もう一遍元へ戻せという、もう今

から遅いですが、この辺、大臣どうです。

○国務大臣(遠山敦子君) 政策決定が経済財政諮

問会議という、どういう位置付けかと思ひよう

なところで決まるわけですが、そこで闘

ひなかつたわけですが、そこに出され

た地方分権推進会議からの答申の中にさうい

うことが挙げられていましたけれども、最終的には、

地方分権推進会議の議長さんも、これはやはりお

かしいということ、私どもの考えをバックに、

私もとらえてぎりぎり取り組めるところまで考

えて答申をおまとめいただいたと思ひます。

一方で、経済財政諮問会議で二度にわたり頑

張りました背景には、自民党の文教族の先生方は

もとより、全国各地の、党を問わずに、教職員の関

係の団体、様々などところからの御意見のバック

アップもあり、野党のもちろん先生方の御意見も

あつて、私としても頑張るといふ状況であつたわ

けでございます。

ただ、残念ながらさういふ流れが、我が省には

言つていただくんですが、やはり問題は、

日本の経済、財政の運営はうまくいっていないと

いふところが一番の問題でございましたのと、そ

れからやはり、今の構造改革内閣の地方分権とい

う思想でございますね、これがバックにあつてと

にかく協力をとつていただくと思ひます。

そこで、先生が御主張されますこの根幹、大勢

の方々の本當に歴史ある御努力によつて成り立

てゐるこの制度をとにかく守り抜くということ

で、むしろ周辺部分といひますか、譲歩できると

ころは譲歩しながら、理論的に絶対譲れない、あ

るいは事柄として譲れないところをはむし

り切るために協力もするということ、で今回の結

果になつたわけでございます。

私は、やはり経済財政諮問会議が国の将来につ

いていろいろお考えいただくというあれでござ

いますけれども、教育については我が省しか責任を

持つて對抗できる、あるいは守るところがないわ

けでございますので、いかなる場面に立ち至つて

も、こつち、今日の先生方の御議論もよく承り

ましたし、今後ともその精神というものをしつ

かり反映させていたたいやつていきたいと思

つております。

○山本正和君 本當に今も大臣がじゅんじゅん

とお気持ちをおっしゃりましたし、先ほどは副大臣

から固い決意を伺つたので、これでもうつ

まらぬこと質問しません。

しかし、実は、これを逆に、ここから巻き返

しをしていただきたいんです。やつぱり国が一番大

事なのは教育なんだということを政治の場にき

ちつと位置付けるといふことのために、ひとつ大

臣、副大臣に頑張つていただきますように要望い

たしまして、私の質問を終わりたいと思ひます。

どうもありがとうございます。

○委員長(大野つや子君) 本日の質疑はこの程度

といたします。

次回は明二十六日午前十時から開会することと

し、本日はこれにて散会いたします。

午後四時四十六分散会

め、心通う学校をつくることに関する請願(第

六六七号)(第六六八号)(第六六九号)(第六

七〇号)(第六七一号)(第六七二号)(第六七

三三)(第六七四号)(第六七五号)

一、すべての子供への行き届いた教育を進め、

心の通う学校をつくることに関する請願(第

六六六号)(第六六七号)(第六七八号)(第六

七九号)

一、すべての子供たちに行き届いた教育を進

め、心の通い合う学校をつくることに関する

請願(第六八〇号)(第六八一号)

一、すべての子供たちへ行き届いた教育を進

め、心の通う学校をつくることに関する請願

(第六八二号)(第六八三号)

一、すべての子供たちに対する行き届いた教育

の実現、心通う学校に関する請願(第六八四

号)

第六六五号 平成十五年三月七日受理

すべての子供たちに行き届いた教育を進め、心

通う学校をつくることに関する請願

請願者 名古屋市中川区打中二ノ五一ノ一

高橋規美 外四万八千四百七十七名

紹介議員 八田ひろ子君

この請願の趣旨は、第一四二号と同じである。

第六六六号 平成十五年三月七日受理

すべての子供たちに行き届いた教育を進め、心

通う学校をつくることに関する請願

請願者 静岡県浜松市富塚町六八五ノ三三

小椋靖浩 外四万八千四百七十七名

紹介議員 筆坂 秀世君

この請願の趣旨は、第一四二号と同じである。

第六六七号 平成十五年三月七日受理

すべての子供に対し行き届いた教育を進め、心通

う学校をつくることに関する請願

請願者 神奈川県横須賀市鴨居三ノ二二ノ

四 高橋いくよ 外四万八千四百

七名

紹介議員 畑野 君枝君

どの子も、心身共に健やかに成長するために、国の責任ですべての学校を三〇人以下学級にし、希望するすべての子供たちに行き届いた高校教育を保障し、障害児教育を充実することが求められている。不況の下で、中途退学する子供が増えている。教育予算、私学助成をもっと増やし、父母に掛かる負担を少しでも軽くすることが今すぐにも必要である。

ついでに、憲法、教育基本法、子どもの権利条約に基づき、次の事項について実現を図られたい。

一、私学助成を大幅に増額すること。特に経常費の二分の一助成、授業料直接助成、施設助成を実現すること。

二、小中高の三〇人以下学級を早期に実現すること。複式学級を解消すること。

三、すべての学校の教職員を増やすこと。

四、希望するすべての子供たちに高等教育を保障すること。障害児に行き届いた教育を保障するために、教育条件を整備すること。

五、義務教育費の国庫負担制度を守り、充実すること。

六、教育費の父母負担を軽減し、長期不況下の子供の就学を保障するために、公立・私立の児童・生徒への就学援助、授業料減免制度、奨学金制度などを充実すること。

七、学校の施設・設備を改善すること。

八、すべての子供たちに基礎的な学力が身に付くよう、学習指導要領を見直し、押し付けはやめること。

第六六八号 平成十五年三月七日受理

すべての子供に対し行き届いた教育を進め、心通う学校をつくることに関する請願

請願者 埼玉県朝霞市根岸台三ノ一〇ノ一

一ノ五二四 沼澤浩太郎 外四万八千四百七十七名

紹介議員 富樫 練三君

この請願の趣旨は、第六六七号と同じである。

第六六九号 平成十五年三月七日受理

すべての子供に対し行き届いた教育を進め、心通う学校をつくることに関する請願

請願者 東京都世田谷区下馬五ノ三四ノ五

木村弘子 外四万八千四百七十七名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第六六七号と同じである。

第六七〇号 平成十五年三月七日受理

すべての子供に対し行き届いた教育を進め、心通う学校をつくることに関する請願

請願者 東京都品川区西五反田八ノ一〇ノ一四 秀口正俊 外四万八千四百七十七名

紹介議員 小泉 親司君

この請願の趣旨は、第六六七号と同じである。

第六七二号 平成十五年三月七日受理

すべての子供に対し行き届いた教育を進め、心通う学校をつくることに関する請願

請願者 東京都大田区蒲田三ノ二二ノ一八 佐藤幸絵 外四万八千四百七十七名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第六六七号と同じである。

第六七二号 平成十五年三月七日受理

すべての子供に対し行き届いた教育を進め、心通う学校をつくることに関する請願

請願者 東京都足立区伊興五ノ二二ノ七ノ五〇一 伊東健 外四万八千四百七十七名

紹介議員 緒方 靖夫君

この請願の趣旨は、第六六七号と同じである。

請願者 東京都日野市日野七、七七三ノ七

七名 中村秀之 外四万八千四百七十七名

紹介議員 岩佐 惠美君

この請願の趣旨は、第六六七号と同じである。

第六七四号 平成十五年三月七日受理

すべての子供に対し行き届いた教育を進め、心通う学校をつくることに関する請願

請願者 千葉県松戸市横須賀二ノ一ノ一 坂下展敏 外四万八千四百七十七名

紹介議員 池田 幹幸君

この請願の趣旨は、第六六七号と同じである。

第六七五号 平成十五年三月七日受理

すべての子供に対し行き届いた教育を進め、心通う学校をつくることに関する請願

請願者 東京都板橋区小茂根四ノ一三ノ一七 小野塚秀樹 外四万八千四百七十七名

紹介議員 井上 美代君

この請願の趣旨は、第六六七号と同じである。

第六七六号 平成十五年三月七日受理

すべての子供への行き届いた教育を進め、心の通う学校をつくることに関する請願

請願者 兵庫県尼崎市久々知三ノ一八ノ一 塩屋暁美 外四万八千四百七十七名

紹介議員 大沢 辰美君

学校、家庭、地域からゆとりが奪われ、子供と教育の置かれている状況は大変深刻で、みんなが心を痛めている。今、最も求められているのは、三〇人学級の実施など教育条件の改善を図り、ゆとりを取り戻すことである。教育費の父母負担の軽減と一人一人が大切にされる教育の実現は、大きな世論になっている。

ついでに、文教予算の抑制政策を改め、大幅に増額することを基本に、次の事項について実現を図られたい。

一、小・中・高三〇人以下学級を早期に実現し、複式学級を解消すること。

二、私学助成の国庫負担制度を守り、私学助成を大幅に増額すること。特に経常費二分の一助成、授業料直接助成・施設助成を実現すること。

三、義務教育費の国庫負担制度を守り、充実すること。

四、すべての学校の教職員を増やすこと。

五、希望するすべての子供に高校教育を保障すること。障害児に行き届いた教育を保障するため、障害児学校・学級などの教育条件を整備すること。

六、教育費の父母負担を軽減し、長期不況下の子供の就学を保障するために、子供への就学援助・授業料減免制度・奨学金制度などを充実させること。

七、学校の施設・設備を改善すること。

第六七七号 平成十五年三月七日受理

すべての子供への行き届いた教育を進め、心の通う学校をつくることに関する請願

請願者 広島市安芸区中野二ノ五四ノ一三 藤井鋭一 外四万八千六百二十二名

紹介議員 林 紀子君

この請願の趣旨は、第六六七号と同じである。

第六七八号 平成十五年三月七日受理

すべての子供への行き届いた教育を進め、心の通う学校をつくることに関する請願

請願者 高知県南国市駅前町四ノ二二ノ二四 山島麻由美 外四万八千四百七十七名

紹介議員 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第六六七号と同じである。

第六七九号 平成十五年三月七日受理

すべての子供への行き届いた教育を進め、心の通

う学校をつくることに關する請願

請願者 栃木県今市市森友一、〇六九ノ一

三 永井克巳 外四万八千四百七十七

名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第六七六号と同じである。

第六八〇号 平成十五年三月七日受理

すべての子供たちに行き届いた教育を進め、心の通い合う学校をつくることに關する請願

請願者 京都府綾部市小畑町中村二二大

槻智子 外四万八千四百七十七名

紹介議員 井上 哲士君

子供と教育をめぐる危機的状況は、学力低下・不登校・児童虐待など関係者の努力にもかかわらず深刻の度を一層増している。この事態を憂え、解決を求める国民の声はかつてなく高まっております。子供・父母と教職員・学校・地域・行政が心を通わせ、学ぶ喜びのあふれる学校をつくること

が今ほど求められているときはない。取り分け、「一人一人が分かるまで教えてほしい」「一人一人が自らの進路を選択できる確かな学力を」の願いはますます大きくなっている。三〇人学級の実現は、その願いにこたえる緊急課題として、過半数の自治体で意見書が採択され、自治体の裁量で具体化が相次いでいる。今こそ、自治体任せではなく、国の責任で三〇人学級の実施に踏み出すべきである。また、引き続き不況は子供たちに新たな困難を強い、経済的理由で進路の変更を余儀なくされる事態が続出し、就学保障に深刻な影を落としていく。教育費の父母負担の軽減が緊急焦眉の課題となっている。

ついでには、二一世紀を子供の世紀とし、子供の豊かな成長と教育の前進に向け、次の事項について実現を図りたい。

一、小・中・高の三〇人学級（高校職業科二五人、定時制二〇人）を早期に実現すること。複式学級を解消すること。

二、行き届いた教育ができるよう、教職員の長時間過密労働を解消し、すべての学校の教職員を増やすこと。

三、希望するすべての子供に高校教育を保障すること。また、すべての障害児に行き届いた教育を保障するために、教育条件を整備すること。

四、私学助成を大幅に増額すること。また、義務教育費・学校建物の改修改善費の国庫負担制度を守り充実にすること。

五、教育費の父母負担を軽減し、長期不況下の子供の就学保障のために、公立・私学の児童・生徒への就学援助・授業料減免制度や奨学金制度などを充実すること。

第六八一号 平成十五年三月七日受理

すべての子供たちに行き届いた教育を進め、心の通い合う学校をつくることに關する請願

請願者 京都市中京区壬生松原町六七ノ一

〇 浅野千鶴 外四万八千四百七十七名

紹介議員 西山登紀子君

この請願の趣旨は、第六八〇号と同じである。

時間過密労働を解消し、すべての学校の教職員を増やすこと。

三、希望するすべての子供に高校教育を保障すること。また、すべての障害児に行き届いた教育を保障するために、教育条件を整備すること。

四、私学助成を大幅に増額すること。また、義務教育費・学校建物の改修改善費の国庫負担制度を守り充実にすること。

五、教育費の父母負担を軽減し、長期不況下の子供の就学保障のために、公立・私学の児童・生徒への就学援助・授業料減免制度や奨学金制度などを充実すること。

第六八二号 平成十五年三月七日受理

すべての子供たちに行き届いた教育を進め、心の通い合う学校をつくることに關する請願

請願者 大阪府東大阪市西堤楠町三ノ八ノ

二二 山根洋司 外四万八千四百七十七名

紹介議員 市田 忠義君

一人一人の子供たちに確かな学力を保障し、希望を高く教育を実現することは、父母・教職員・国民の心からの願いである。しかし現状は、不登校・校内暴力・学級崩壊などが後を絶たず、学力の危機も心配されている。長引く不況は、子供が育つよりどころとしての家庭を直撃し、子供と教育に重大な影響をもたらしている。今こそ、教育諸条件を抜本的に改善し、子供たちに手厚い手立てを採ることが大切である。

ついでには、憲法・教育基本法に基づいて、行き届いた教育を実現するため、次の措置を採られた

一、小・中・高校の三〇人以下学級を早期に実現すること。

二、教育費の父母負担を軽くし、教育費無償化への計画を立てること。

三、私学助成を抜本的に拡充すること。

四、希望するすべての子供に高校教育を保障し、受験競争の緩和を図ること。

五、すべての学校の教職員を増やすこと。

六、障害児学校建設、障害児学級増設のための予算を増やすこと。

七、義務教育費国庫負担制度並びに教科書無償制度を守ること。

第六八三号 平成十五年三月七日受理

すべての子供たちへ行き届いた教育を進め、心の通い合う学校をつくることに關する請願

請願者 大阪府岸和田市上松町五一ノ一

六一 上田総一郎 外四万八千四百七十七名

紹介議員 宮本 岳志君

この請願の趣旨は、第六八二号と同じである。

第六八四号 平成十五年三月七日受理

すべての子供たちに対する行き届いた教育の実現、心通う学校に関する請願

請願者 青森市大野前田一〇四ノ二 田辺

智子 外四万八千四百七十七名

紹介議員 紙 智子君

不登校・高校中退・いじめ・学級崩壊などとともに、学力の低下や少年事件など、教育の問題は大きな国民的関心となっている。教育基本法で定めている「人格の完成」を目指し、一人一人の子供が心身共に健やかに成長し、確かな学力を保持する教育を実現することが父母・教職員また多くの国民の願いである。そのためには、教育を取り巻く環境と条件を大きく改善する必要がある。そ

のつとして、三〇人学級の実現がある。多くの国民はその実現を強く要望している。また、私立学校における高学費が受験競争を過熱させ、ひいては少子化の原因とも言われている状況になっているので、私立学校への助成金を大幅に増額するよう強く求める。今日、高等学校では二九・四%、幼稚園で七九・一%の子供が私学で学んでいる。私学における父母負担は年々増加し、もはや限界を超えている。二〇〇〇年度の私立高校初年度納入金の平均額が六六万三十一円になり、神奈川県・東京では八〇万円を超えた。都立高校（一〇万八、〇〇〇円）の七・四倍となるなど深刻の度を増している。これは、根本的に公教育の一翼を担う私学への公費助成の不十分さによるものである。今日の不況の中で、私学の高学費は父母・生徒を苦しめ、経済的理由で学校を去る生徒が急増し、教育を受ける権利が侵害されているという事態が起きている。実施した二〇〇〇年度の調査によると、二二五の高校で二九名、六二の中学で一〇名が経済的理由で退学している。高校段階では一校当たり一・二七人の生徒が退学していることになる。先進資本主義国と言われる日本で、子供の学が権利が保障されていない。二〇〇一年度の文部科学省予算では、六二億円が増額され九二億五、〇〇〇万円に到達した。しかし、まだ十分であり、いち早く一、〇〇〇億円を超え、経常費の二分の一助成が実現できるように私学助成の大幅な増額を求める。

ついでには、子供の急減期の今こそ、教育条件を改善し一人一人の子供たちに豊かで行き届いた教育を行うため、次の事項について実現を図られた

一、私学助成の国庫補助制度を守り、私学助成を大幅に増額すること。特に経常費二分の一助成、授業料直接助成、施設助成を実現すること。

二、小・中・高の三〇人以下学級を早期に実現すること。複式学級を解消すること。

三、義務教育費の国庫負担制度を守り、充実す

第六八五号 平成十五年三月七日受理

すべての子供たちに行き届いた教育を進め、心の通い合う学校をつくることに關する請願

請願者 京都市中京区壬生松原町六七ノ一

〇 浅野千鶴 外四万八千四百七十七名

ること。

四、すべての学校の教職員を増やすこと。

五、希望するすべての子供たちに、高校教育を保障すること。障害児に行き届いた教育を保障するために、教育条件を整備すること。

六、教育費の父母負担を軽減し、長期不況下の子供の就学を保障するために、公立・私立の児童・生徒への就学援助・授業料減免制度、奨学金制度などを充実すること。

七、学校の施設・設備を改善すること。

平成十五年四月四日印刷

平成十五年四月七日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

P